

令和元年第3回定例会（12月議会）
所管事項審査関係資料

令和元年12月2日
あきた未来創造部

【所管事項】

あきた未来戦略課	人口の社会減に関する取組要素の実績等について	・・・ 1
移住・定住促進課	秋田県人口移動理由実態調査結果について	・・・ 12
次世代・女性活躍支援課	第3期すこやかあきた夢っ子プラン（素案）の 概要について	・・・ 13

人口の社会減に関する取組要素の実績等について

あきた未来戦略課

1 取組要素の実績

(単位：人)

区分	取組要素	H28 基準値	H29 (参考)	H30		備考（出典等）
				想定値	実績	
転出	①高校生の県外 大学等進学者	3,867	3,672	3,373	3,482	教育庁高校教育課 「進路状況調査」
	②高校生の県外 就職者	903	822	749	838	教育庁高校教育課 「進路状況調査」
	③県内大学生等 の県外就職者	1,224	1,342	1,183	1,257	秋田労働局「新規大学等卒 業者の就職内定状況」
転入	④県外大学生等 の県内就職者	1,868	1,749	1,908	1,719	秋田県調査統計課 「秋田県年齢別人口流動調 査」
	⑤県関与移住者	293	314	320	459	移住・定住促進課調べ
	⑥Aターン就職 者とその家族	1,676 (950)	1,902 (1,128)	1,748 (1,000)	2,005 (1,134)	雇用労働政策課調べ

※要素⑥（ ）内の数値はAターン就職者の数値で、その上段はAターン就職者本人とその家族の合計（推計値）である。

2 社会減の実績

H30.10～R 1.9

△3,917人（前年対比 +493人）

転入者 12,618人（前年対比 +496人）

転出者 16,535人（前年対比 + 3人）

[参考] H23.10～H24.9

△3,622人

H27.10～H28.9

△4,100人

H24.10～H25.9

△4,243人

H28.10～H29.9

△4,253人

H25.10～H26.9

△4,486人

H29.10～H30.9

△4,410人

H26.10～H27.9

△4,789人

3 社会増減の内訳

(1) 各月の推移

各月の内訳として、上位3か月は次のとおり。

(単位：人)

	①H31年3月	②R1年8月	③H30年12月
社会増減	△3,563 (+370)	+107 (+76)	△89 (+74)
転入	2,112 (+46)	1,076 (+55)	669 (+72)
転出	5,675 (△324)	969 (△21)	758 (△2)

※括弧内は前年同期比、以下同じ。

(2) 男女別・年代別

男女別・年代別の内訳として、上位3区分は次のとおり。

【男】

(単位：人)

	①20～24歳	②35～39歳	③0～4歳
社会増減	△668 (+175)	+5 (+66)	+94 (+56)
転入	1,475 (+111)	615 (+56)	412 (+33)
転出	2,143 (△64)	610 (△10)	318 (△23)

【女】

(単位：人)

	①20～24歳	②0～4歳	③5～9歳
社会増減	△1,097 (+101)	+67 (+75)	+18 (+60)
転入	1,180 (+79)	361 (+47)	220 (+27)
転出	2,277 (△22)	294 (△28)	202 (△33)

【男女合計】

(単位：人)

	①20～24歳	②0～4歳	③35～39歳
社会増減	△1,765 (+276)	+161 (+131)	△33 (+95)
転入	2,655 (+190)	773 (+80)	1,123 (+99)
転出	4,420 (△86)	612 (△51)	1,156 (+4)

秋 田 県 の 人 口 と 世 帯 (月 報)

令和元年 10月 1日 現在
(令和元年10月24日 公表)

【人口概況】

令和元年10月1日 現在の総人口 965,927人 (男 454,251人, 女 511,676人)

◆前月に比べ 1,037人 (0.11 %) 減少

【令和元年9月1日から令和元年9月30日まで一か月間の人口増減】

人口増減数 (人)	自 然 増 減(人)			社 会 増 減(人)		
	出 生	死 亡	自然増減数	県内への 転 入	県外への 転 出	社会増減数
▲ 1,037	396	1,208	▲ 812	787	1,012	▲ 225

◆前年同月に比べ 14,757人 (1.50 %) 減少

【平成30年10月1日から令和元年9月30日まで一年間の人口増減】

人口増減数 (人)	自 然 増 減(人)			社 会 増 減(人)		
	出 生	死 亡	自然増減数	県内への 転 入	県外への 転 出	社会増減数
▲ 14,757	4,863	15,703	▲ 10,840	12,618	16,535	▲ 3,917

【世帯概況】

令和元年10月1日 現在の世帯数 389,380世帯

◆前月に比べ 110 世帯減少

《 目 次 》

- 1 概況、目次、利用上の注意
 - 2 総人口と世帯の推移(図1、表1)
 - 3 自然増減と社会増減の推移(図2、表2)
 - 4 市町村別の人口
 - 5 市町村別の世帯数
 - 6 人口増減の月別推移
 - 7 令和元年9月中の人口増減
- 【要約表】市町村別人口と世帯

★利用上の注意

- この月報に掲載されている表は、国勢調査確定値の人口と世帯数を基準として、これに毎月の住民基本台帳の登録増減数を加減して作表したものである。
- 表中の数値には、外国人を含んでいる。
- 人口の算出方法
秋田県人口(県計)＝前月の秋田県人口＋県外(転入－転出)＋(出生－死亡)
各市町村別人口＝前月の各市町村別人口＋県外(転入－転出)＋県内(転入－転出)＋(出生－死亡)
- 県の人口(県計人口)を算出するにあたっては、県内市町村間の転入及び転出を除いているため、県の人口と各市町村の人口の総計(市郡計)とは一致しない。
- 県内市町村間の転入者数及び転出者数は、届出に時間的ずれがあるなどのため一致しない。

※この月報に関するお問い合わせは、下記まで御連絡ください。

秋田県企画振興部 調査統計課 生活統計班

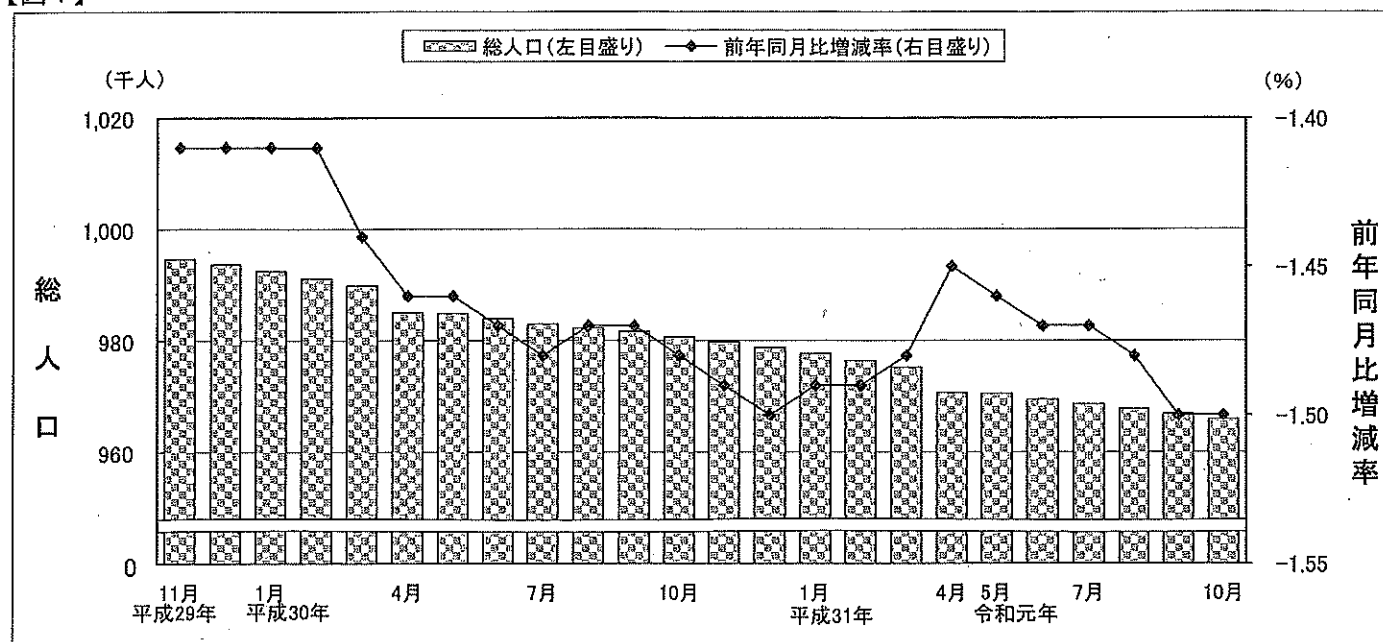
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

TEL:018-860-1258 FAX:018-860-1252

E-mail: toukeika@pref.akita.lg.jp http://www.pref.akita.lg.jp/

2 総人口と世帯の推移

【図1】



【表1】

【表1】

年 月 日	総 人 口 (人)	人 口 増 減				自 然 増 減		社 会 増 減		世帯数 (世帯)	世帯の 増減数 (世帯)
		前 月 比		前年同月比		増減数 (人)	増減率 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)		
		増減数 (人)	増減率 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)						
※ H22. 10. 1	1,085,997	—	—	-10,912	-0.99	-7,254	-0.66	-3,658	-0.33	390,136	1,145
H23. 10. 1	1,075,058	—	—	-10,939	-1.01	-7,868	-0.72	-3,071	-0.28	391,082	946
H24. 10. 1	1,063,143	—	—	-11,915	-1.11	-8,293	-0.77	-3,622	-0.34	392,187	1,105
H25. 10. 1	1,050,132	—	—	-13,011	-1.22	-8,768	-0.82	-4,243	-0.40	392,715	528
H26. 10. 1	1,036,861	—	—	-13,271	-1.26	-8,785	-0.84	-4,486	-0.43	393,459	744
※ H27. 10. 1	1,023,119	—	—	-13,710	-1.32	-8,921	-0.86	-4,789	-0.46	388,560	141
H28. 10. 1	1,009,659	—	—	-13,460	-1.32	-9,360	-0.91	-4,100	-0.40	389,101	541
H29. 10. 1	995,374	—	—	-14,285	-1.41	-10,032	-0.99	-4,253	-0.42	389,239	138
H30. 10. 1	980,684	—	—	-14,690	-1.48	-10,280	-1.03	-4,410	-0.44	389,302	63
R元. 10. 1	965,927	—	—	-14,757	-1.50	-10,840	-1.11	-3,917	-0.40	389,380	78
H30. 10. 1	980,684	-959	-0.10	-14,690	-1.48	-790	-0.08	-169	-0.02	389,302	-117
11. 1	979,765	-919	-0.09	-14,863	-1.49	-941	-0.10	22	0.00	389,305	3
12. 1	978,754	-1,011	-0.10	-14,915	-1.50	-897	-0.09	-114	-0.01	389,225	-80
H31. 1. 1	977,675	-1,079	-0.11	-14,787	-1.49	-990	-0.10	-89	-0.01	389,060	-165
2. 1	976,411	-1,264	-0.13	-14,751	-1.49	-1,109	-0.11	-155	-0.02	388,759	-301
3. 1	975,190	-1,221	-0.13	-14,662	-1.48	-892	-0.09	-329	-0.03	388,606	-153
4. 1	970,702	-4,488	-0.46	-14,319	-1.45	-925	-0.09	-3,563	-0.37	387,919	-687
R元. 5. 1	970,496	-206	-0.02	-14,346	-1.46	-905	-0.09	699	0.07	389,381	1,462
6. 1	969,462	-1,034	-0.11	-14,467	-1.47	-939	-0.10	-95	-0.01	389,426	45
7. 1	968,580	-882	-0.09	-14,420	-1.47	-749	-0.08	-133	-0.01	389,371	-55
8. 1	967,740	-840	-0.09	-14,545	-1.48	-798	-0.08	-42	0.00	389,373	2
9. 1	966,964	-776	-0.08	-14,679	-1.50	-883	-0.09	107	0.01	389,490	117
10. 1	965,927	-1,037	-0.11	-14,757	-1.50	-812	-0.08	-225	-0.02	389,380	-110

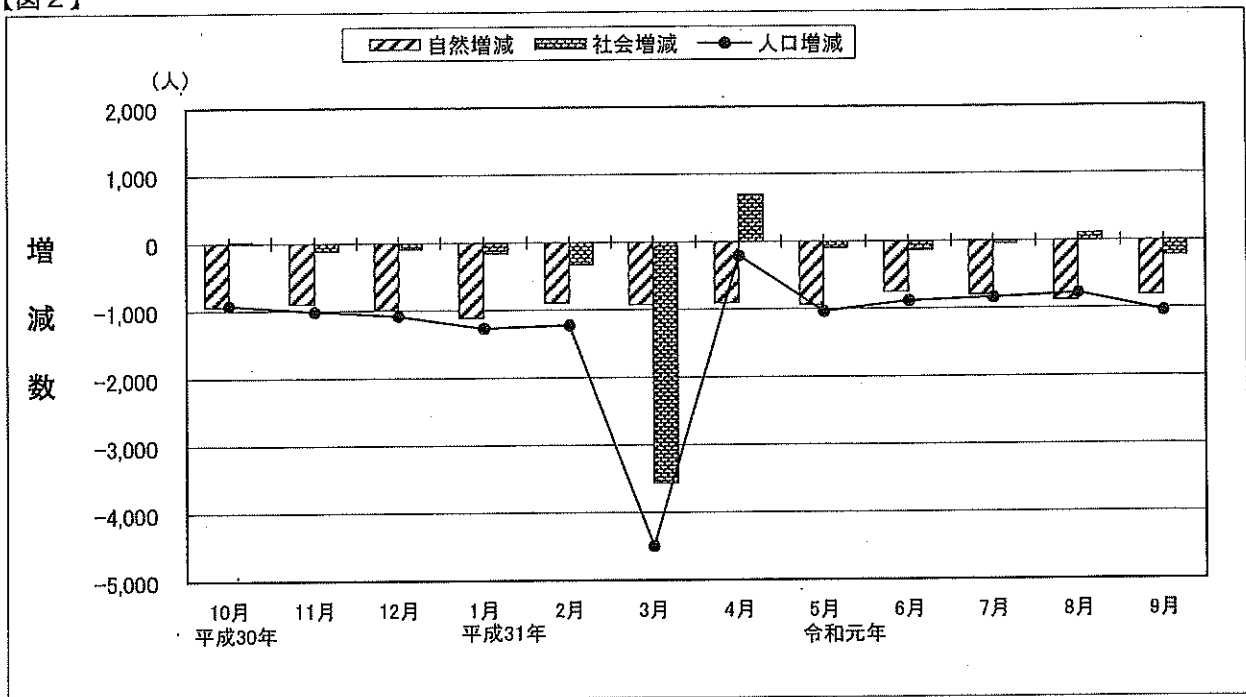
注1) 総人口及び世帯数について、※欄は国勢調査確定値、その他は国勢調査確定値を基準として秋田県が算出した推計値である。

注2) 二重線から上の人口増減、自然増減及び社会増減について、各増減数は住民基本台帳登録者の増減数(一年間)であるため、国勢調査実施年(※欄)の増減数は前年(推計値)との差と一致しない。また、自然増減率及び社会増減率は前年同月比である。

注3) 二重線から下の人口増減、自然増減及び社会増減について、前年同月比欄を除く増減数は住民基本台帳登録者の増減数(一か月間)である。また、自然増減率及び社会増減率は前月比である。

3 自然増減と社会増減の推移

【図2】



【表2】

(単位：人)

集 計 期 間	自 然 増 減			社 会 増 減			人口増減数 = 自然増減数 + 社会増減数
	出 生	死 亡	自然増減数 (出生-死亡)	転 入	転 出	社会増減数 (転入-転出)	
H21. 10. 1 ~ H22. 9. 30	6,871	14,125	-7,254	14,401	18,059	-3,658	-10,912
H22. 10. 1 ~ H23. 9. 30	6,715	14,583	-7,868	14,444	17,515	-3,071	-10,939
H23. 10. 1 ~ H24. 9. 30	6,505	14,798	-8,293	13,956	17,578	-3,622	-11,915
H24. 10. 1 ~ H25. 9. 30	6,248	15,016	-8,768	13,797	18,040	-4,243	-13,011
H25. 10. 1 ~ H26. 9. 30	6,077	14,862	-8,785	13,440	17,926	-4,486	-13,271
H26. 10. 1 ~ H27. 9. 30	5,988	14,909	-8,921	12,959	17,748	-4,789	-13,710
H27. 10. 1 ~ H28. 9. 30	5,739	15,099	-9,360	13,323	17,423	-4,100	-13,460
H28. 10. 1 ~ H29. 9. 30	5,461	15,493	-10,032	12,498	16,751	-4,253	-14,285
H29. 10. 1 ~ H30. 9. 30	5,116	15,396	-10,280	12,122	16,532	-4,410	-14,690
H30. 10. 1 ~ R元. 9. 30	4,863	15,703	-10,840	12,618	16,535	-3,917	-14,757
H30. 10月 一か月間	464	1,405	-941	926	904	22	-919
11月 "	410	1,307	-897	650	764	-114	-1,011
12月 "	379	1,369	-990	669	758	-89	-1,079
H31. 1月 "	400	1,509	-1,109	633	788	-155	-1,264
2月 "	379	1,271	-892	637	966	-329	-1,221
3月 "	373	1,298	-925	2,112	5,675	-3,563	-4,488
4月 "	403	1,308	-905	2,507	1,808	699	-206
R元. 5月 "	426	1,365	-939	848	943	-95	-1,034
6月 "	389	1,138	-749	706	839	-133	-882
7月 "	459	1,257	-798	1,067	1,109	-42	-840
8月 "	385	1,268	-883	1,076	969	107	-776
9月 "	396	1,208	-812	787	1,012	-225	-1,037
過去1年間の累計	4,863	15,703	-10,840	12,618	16,535	-3,917	-14,757

《参考》

	出 生	死 亡	自然増減数	転 入	転 出	社会増減数	人口増減数
H30. 9月 一か月間	376	1,166	-790	707	876	-169	-959

4 市町村別の人口

令和元年10月1日 現在

区 分	人 口			対前月増減数			出 生			死 亡			自然増減数 (出生－死亡)		
	総 数	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
県 計	965,927	454,251	511,676	-1,037	-457	-580	396	211	185	1,208	576	632	-812	-365	-447
市 郡 計	965,968	454,267	511,701	-1,045	-468	-577	396	211	185	1,208	576	632	-812	-365	-447
市 部 計	876,540	412,281	464,259	-906	-410	-496	362	193	169	1,081	514	567	-719	-321	-398
郡 部 計	89,428	41,986	47,442	-139	-58	-81	34	18	16	127	62	65	-93	-44	-49
秋田市	306,178	144,353	161,825	-196	-112	-84	162	92	70	298	145	153	-136	-53	-83
能代市	50,842	23,356	27,486	-25	-12	-13	28	13	15	67	36	31	-39	-23	-16
横手市	86,499	40,620	45,879	-136	-63	-73	25	16	9	102	50	52	-77	-34	-43
大館市	70,085	32,793	37,292	-74	-31	-43	24	13	11	94	39	55	-70	-26	-44
男鹿市	25,634	12,090	13,544	-52	-17	-35	5	2	3	32	14	18	-27	-12	-15
湯沢市	42,887	20,470	22,417	-68	-34	-34	14	7	7	78	40	38	-64	-33	-31
鹿角市	29,727	13,900	15,827	-21	-4	-17	17	7	10	44	18	26	-27	-11	-16
由利本荘市	75,417	36,080	39,337	-90	-35	-55	33	19	14	107	49	58	-74	-30	-44
潟上市	31,923	14,994	16,929	-36	-26	-10	14	3	11	35	19	16	-21	-16	-5
大仙市	77,886	36,390	41,496	-89	-32	-57	23	13	10	116	49	67	-93	-36	-57
北秋田市	30,555	14,289	16,266	-53	-19	-34	5	2	3	52	27	25	-47	-25	-22
にかほ市	23,602	11,226	12,376	-32	-11	-21	6	3	3	27	14	13	-21	-11	-10
仙北市	25,305	11,720	13,585	-34	-14	-20	6	3	3	29	14	15	-23	-11	-12
鹿 角 郡	4,843	2,247	2,596	-10	-3	-7	2	2	0	6	4	2	-4	-2	-2
小坂町	4,843	2,247	2,596	-10	-3	-7	2	2	0	6	4	2	-4	-2	-2
北 秋 田 郡	2,098	970	1,128	-2	-2	0	0	0	0	4	3	1	-4	-3	-1
上小阿仁村	2,098	970	1,128	-2	-2	0	0	0	0	4	3	1	-4	-3	-1
山 本 郡	25,191	11,696	13,495	-56	-29	-27	11	4	7	45	21	24	-34	-17	-17
藤里町	3,004	1,436	1,568	-4	-6	2	2	0	2	10	7	3	-8	-7	-1
三種町	15,534	7,144	8,390	-40	-22	-18	7	2	5	25	12	13	-18	-10	-8
八峰町	6,653	3,116	3,537	-12	-1	-11	2	2	0	10	2	8	-8	0	-8
南 秋 田 郡	21,802	10,230	11,572	-28	-4	-24	5	4	1	27	13	14	-22	-9	-13
五城目町	8,522	3,977	4,545	-6	3	-9	2	1	1	12	3	9	-10	-2	-8
八郎潟町	5,636	2,571	3,065	-15	-7	-8	0	0	0	11	7	4	-11	-7	-4
井川町	4,604	2,148	2,456	-10	-4	-6	2	2	0	4	3	1	-2	-1	-1
大湯村	3,040	1,534	1,506	3	4	-1	1	1	0	0	0	0	1	1	0
仙 北 郡	19,006	8,896	10,110	-10	-7	-3	9	4	5	20	9	11	-11	-5	-6
美郷町	19,006	8,896	10,110	-10	-7	-3	9	4	5	20	9	11	-11	-5	-6
雄 勝 郡	16,488	7,947	8,541	-33	-13	-20	7	4	3	25	12	13	-18	-8	-10
羽後町	13,988	6,729	7,259	-25	-8	-17	7	4	3	23	11	12	-16	-7	-9
東成瀬村	2,500	1,218	1,282	-8	-5	-3	0	0	0	2	1	1	-2	-1	-1

注1) 表中の人口は、平成27年国勢調査の確定値をもとに算出したものである。

注2) 県の人口（県計）については、県内移動の要素（県内転入者数及び県内転出者数）を除いて算出しているの
市町村人口の総計とは一致しない。

注3) 「出生」、「死亡」、「転入」及び「転出」欄の数値は、推計年月日の前月1か月間において、住民基本台帳
に登録または台帳から削除された者の合計である。

(単位：人)

転入			転出			社会増減数 (転入－転出)			区 分				
計			県内	県外	計			県内		県外	計	男	女
計	男	女			計	男	女						
787	444	343	*****	787	1,012	536	476	*****	1,012	-225	-92	-133	県 計
1,366	719	647	579	787	1,599	822	777	587	1,012	-233	-103	-130	市 郡 計
1,261	665	596	522	739	1,448	754	694	496	952	-187	-89	-98	市 部 計
105	54	51	57	48	151	68	83	91	60	-46	-14	-32	郡 部 計
543	283	260	201	342	603	342	261	121	482	-60	-59	-1	秋田市
90	49	41	47	43	76	38	38	31	45	14	11	3	能代市
89	42	47	26	63	148	71	77	51	97	-59	-29	-30	横手市
112	54	58	39	73	116	59	57	38	78	-4	-5	1	大館市
24	13	11	8	16	49	18	31	29	20	-25	-5	-20	男鹿市
37	20	17	22	15	41	21	20	13	28	-4	-1	-3	湯沢市
35	20	15	11	24	29	13	16	11	18	6	7	-1	鹿角市
88	42	46	46	42	104	47	57	44	60	-16	-5	-11	由利本荘市
66	37	29	43	23	81	47	34	58	23	-15	-10	-5	潟上市
96	50	46	44	52	92	46	46	45	47	4	4	0	大仙市
30	21	9	13	17	36	15	21	23	13	-6	6	-12	北秋田市
29	20	9	10	19	40	20	20	21	19	-11	0	-11	にかほ市
22	14	8	12	10	33	17	16	11	22	-11	-3	-8	仙北市
3	3	0	1	2	9	4	5	4	5	-6	-1	-5	鹿 角 郡
3	3	0	1	2	9	4	5	4	5	-6	-1	-5	小坂町
3	2	1	2	1	1	1	0	1	0	2	1	1	北 秋 田 郡
3	2	1	2	1	1	1	0	1	0	2	1	1	上小阿仁村
23	11	12	12	11	45	23	22	30	15	-22	-12	-10	山 本 郡
6	3	3	3	3	2	2	0	1	1	4	1	3	藤里町
15	7	8	7	8	37	19	18	25	12	-22	-12	-10	三種町
2	1	1	2	0	6	2	4	4	2	-4	-1	-3	八峰町
34	20	14	23	11	40	15	25	30	10	-6	5	-11	南 秋 田 郡
16	10	6	11	5	12	5	7	7	5	4	5	-1	五城目町
10	5	5	8	2	14	5	9	12	2	-4	0	-4	八郎潟町
2	1	1	1	1	10	4	6	9	1	-8	-3	-5	井川町
6	4	2	3	3	4	1	3	2	2	2	3	-1	大潟村
26	8	18	16	10	25	10	15	16	9	1	-2	3	仙 北 郡
26	8	18	16	10	25	10	15	16	9	1	-2	3	美郷町
16	10	6	3	13	31	15	16	10	21	-15	-5	-10	雄 勝 郡
15	9	6	2	13	24	10	14	7	17	-9	-1	-8	羽後町
1	1	0	1	0	7	5	2	3	4	-6	-4	-2	東成瀬村

5 市町村別の世帯数

令和元年10月1日 現在

(単位：世帯)

区 分	世帯数	増 加 世 帯				減 少 世 帯				増減数	前月の世帯数	区 分
		県内 転入	県外 転入	新設等	計	県内 転出	県外 転出	消滅等	計			
県 計	389,380	295	427	480	1,202	255	462	595	1,312	-110	389,490	県 計
市 部 計	357,008	273	415	447	1,135	227	447	542	1,216	-81	357,089	市 部 計
郡 部 計	32,372	22	12	33	67	28	15	53	96	-29	32,401	郡 部 計
秋 田 市	136,773	122	226	138	486	78	253	181	512	-26	136,799	秋 田 市
能 代 市	21,993	18	17	24	59	15	15	38	68	-9	22,002	能 代 市
横 手 市	31,148	13	37	26	76	18	49	44	111	-35	31,183	横 手 市
大 館 市	28,324	22	35	40	97	18	33	47	98	-1	28,325	大 館 市
男 鹿 市	10,775	2	7	12	21	10	8	18	36	-15	10,790	男 鹿 市
湯 沢 市	17,208	5	4	24	33	2	5	10	17	16	17,192	湯 沢 市
鹿 角 市	11,203	4	10	10	24	1	9	21	31	-7	11,210	鹿 角 市
由利本荘市	28,515	25	20	50	95	25	28	52	105	-10	28,525	由利本荘市
潟 上 市	12,417	25	16	24	65	17	9	25	51	14	12,403	潟 上 市
大 仙 市	28,484	22	20	53	95	21	19	56	96	-1	28,485	大 仙 市
北 秋 田 市	11,989	5	7	19	31	10	6	19	35	-4	11,993	北 秋 田 市
にかほ市	8,745	3	12	15	30	8	4	17	29	1	8,744	にかほ市
仙 北 市	9,434	7	4	12	23	4	9	14	27	-4	9,438	仙 北 市
鹿 角 郡	2,054	0	1	1	2	1	0	4	5	-3	2,057	鹿 角 郡
小 坂 町	2,054	0	1	1	2	1	0	4	5	-3	2,057	小 坂 町
北 秋 田 郡	856	2	1	0	3	1	0	3	4	-1	857	北 秋 田 郡
上小阿仁村	856	2	1	0	3	1	0	3	4	-1	857	上小阿仁村
山 本 郡	9,723	4	2	13	19	11	3	17	31	-12	9,735	山 本 郡
藤 里 町	1,152	1	1	0	2	0	0	5	5	-3	1,155	藤 里 町
三 種 町	5,921	2	1	11	14	9	2	7	18	-4	5,925	三 種 町
八 峰 町	2,650	1	0	2	3	2	1	5	8	-5	2,655	八 峰 町
南 秋 田 郡	8,011	10	2	7	19	9	5	15	29	-10	8,021	南 秋 田 郡
五 城 目 町	3,403	4	1	6	11	2	4	8	14	-3	3,406	五 城 目 町
八 郎 潟 町	2,203	5	0	1	6	4	0	5	9	-3	2,206	八 郎 潟 町
井 川 町	1,557	0	0	0	0	1	0	2	3	-3	1,560	井 川 町
大 潟 村	848	1	1	0	2	2	1	0	3	-1	849	大 潟 村
仙 北 郡	6,120	5	4	5	14	5	1	5	11	3	6,117	仙 北 郡
美 郷 町	6,120	5	4	5	14	5	1	5	11	3	6,117	美 郷 町
雄 勝 郡	5,608	1	2	7	10	1	6	9	16	-6	5,614	雄 勝 郡
羽 後 町	4,742	0	2	7	9	1	5	9	15	-6	4,748	羽 後 町
東 成 瀬 村	866	1	0	0	1	0	1	0	1	0	866	東 成 瀬 村

注1) 表中の世帯数は、平成27年国勢調査の確定値をもとに算出したものである。

注2) 「増加世帯」及び「減少世帯」欄の数値は、推計年月日の前月1か月間において、住民基本台帳に登録または台帳から削除された世帯数の合計である。

6 人口増減の月別推移

◆人口増減＝自然増減＋社会増減

(単位：人)

自年/月～至年/月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
平成25年10月～26年 9月	-535	-964	-980	-1,153	-1,134	-4,602	-121	-877	-798	-604	-727	-776	-13,271
平成26年10月～27年 9月	-753	-1,057	-1,002	-1,226	-1,085	-4,647	-108	-783	-754	-621	-739	-935	-13,710
平成27年10月～28年 9月	-753	-890	-1,009	-1,159	-1,026	-4,561	-81	-734	-790	-738	-758	-961	-13,460
平成28年10月～29年 9月	-816	-981	-1,245	-1,250	-1,057	-4,674	-192	-811	-915	-735	-676	-933	-14,285
平成29年10月～30年 9月	-746	-959	-1,207	-1,300	-1,310	-4,831	-179	-913	-929	-715	-642	-959	-14,690
平成30年10月～元年 9月	-919	-1,011	-1,079	-1,264	-1,221	-4,488	-206	-1,034	-882	-840	-776	-1,037	-14,757

◆自然増減

(出生)

(単位：人)

自年/月～至年/月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
平成25年10月～26年 9月	597	471	521	519	401	471	501	513	504	553	496	530	6,077
平成26年10月～27年 9月	577	431	501	502	441	494	486	507	515	538	507	489	5,988
平成27年10月～28年 9月	469	454	458	491	465	506	453	532	472	469	510	460	5,739
平成28年10月～29年 9月	488	439	409	492	431	444	427	435	457	504	501	434	5,461
平成29年10月～30年 9月	490	430	397	433	346	429	380	457	422	460	496	376	5,116
平成30年10月～元年 9月	464	410	379	400	379	373	403	426	389	459	385	396	4,863

(死亡)

(単位：人)

自年/月～至年/月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
平成25年10月～26年 9月	1,173	1,286	1,283	1,512	1,193	1,406	1,286	1,238	1,176	1,059	1,083	1,167	14,862
平成26年10月～27年 9月	1,287	1,323	1,365	1,548	1,181	1,290	1,217	1,175	1,090	1,113	1,186	1,134	14,909
平成27年10月～28年 9月	1,347	1,253	1,311	1,460	1,287	1,276	1,259	1,266	1,178	1,093	1,193	1,176	15,099
平成28年10月～29年 9月	1,322	1,324	1,435	1,602	1,224	1,369	1,288	1,299	1,166	1,155	1,198	1,111	15,493
平成29年10月～30年 9月	1,267	1,315	1,441	1,514	1,339	1,327	1,229	1,275	1,193	1,161	1,169	1,166	15,396
平成30年10月～元年 9月	1,405	1,307	1,369	1,509	1,271	1,298	1,308	1,365	1,138	1,257	1,268	1,208	15,703

(自然増減＝出生－死亡)

(単位：人)

自年/月～至年/月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
平成25年10月～26年 9月	-576	-815	-762	-993	-792	-935	-785	-725	-672	-506	-587	-637	-8,785
平成26年10月～27年 9月	-710	-892	-864	-1,046	-740	-796	-731	-668	-575	-575	-679	-645	-8,921
平成27年10月～28年 9月	-878	-799	-853	-969	-822	-770	-806	-734	-706	-624	-683	-716	-9,360
平成28年10月～29年 9月	-834	-885	-1,026	-1,110	-793	-925	-861	-864	-709	-651	-697	-677	-10,032
平成29年10月～30年 9月	-777	-885	-1,044	-1,081	-993	-898	-849	-818	-771	-701	-673	-790	-10,280
平成30年10月～元年 9月	-941	-897	-990	-1,109	-892	-925	-905	-939	-749	-798	-883	-812	-10,840

◆社会増減

(県内への転入)

(単位：人)

自年/月～至年/月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
平成25年10月～26年 9月	1,022	633	679	639	620	2,438	2,760	810	793	1,089	1,005	952	13,440
平成26年10月～27年 9月	909	547	606	644	563	2,528	2,524	836	774	994	1,097	937	12,959
平成27年10月～28年 9月	1,021	652	703	615	707	2,421	2,513	948	829	985	1,088	841	13,323
平成28年10月～29年 9月	878	623	551	627	685	2,291	2,456	900	731	970	1,033	753	12,498
平成29年10月～30年 9月	884	615	597	583	631	2,066	2,428	855	725	1,010	1,021	707	12,122
平成30年10月～元年 9月	926	650	669	633	637	2,112	2,507	848	706	1,067	1,076	787	12,618

(県外への転出)

(単位：人)

自年/月～至年/月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
平成25年10月～26年 9月	981	782	897	799	962	6,105	2,096	962	919	1,187	1,145	1,091	17,926
平成26年10月～27年 9月	952	712	744	824	908	6,379	1,901	951	953	1,040	1,157	1,227	17,748
平成27年10月～28年 9月	896	743	859	805	911	6,212	1,788	948	913	1,099	1,163	1,086	17,423
平成28年10月～29年 9月	860	719	770	767	949	6,040	1,787	847	937	1,054	1,012	1,009	16,751
平成29年10月～30年 9月	853	689	760	802	948	5,999	1,758	950	883	1,024	990	876	16,532
平成30年10月～元年 9月	904	764	758	788	966	5,675	1,808	943	839	1,109	969	1,012	16,535

(社会増減＝県内への転入－県外への転出)

(単位：人)

自年/月～至年/月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
平成25年10月～26年 9月	41	-149	-218	-160	-342	-3,667	664	-152	-126	-98	-140	-139	-4,486
平成26年10月～27年 9月	-43	-165	-138	-180	-345	-3,851	623	-115	-179	-46	-60	-290	-4,789
平成27年10月～28年 9月	125	-91	-156	-190	-204	-3,791	725	0	-84	-114	-75	-245	-4,100
平成28年10月～29年 9月	18	-96	-219	-140	-264	-3,749	669	53	-206	-84	21	-256	-4,253
平成29年10月～30年 9月	31	-74	-163	-219	-317	-3,933	670	-95	-158	-14	31	-169	-4,410
平成30年10月～元年 9月	22	-114	-89	-155	-399	-3,563	699	-95	-133	-42	107	-225	-3,917

7 令和元年9月中の人口増減

(単位：市町村)

区 分	増加市町村数	減少市町村数	増減零市町村数	合 計
人 口 動 態	1	24	0	25
自 然 動 態	1	24	0	25
社 会 動 態	8	17	0	25

●人口増減

(単位：人)

順 位	市 町 村 名	増 加 数	順 位	市 町 村 名	減 少 数
1	大 湍 村	3	1	秋 田 市	196
			2	横 手 市	136
			3	由 利 本 荘 市	90
			4	大 仙 市	89
			5	大 館 市	74

●自然増減

(単位：人)

順 位	市 町 村 名	増 加 数	順 位	市 町 村 名	減 少 数
1	大 湍 村	1	1	秋 田 市	136
			2	大 仙 市	93
			3	横 手 市	77
			4	由 利 本 荘 市	74
			5	大 館 市	70

●社会増減

(単位：人)

順 位	市 町 村 名	増 加 数	順 位	市 町 村 名	減 少 数
1	能 代 市	14	1	秋 田 市	60
2	鹿 角 市	6	2	横 手 市	59
3	大 仙 市	4	3	男 鹿 市	25
3	藤 里 町	4	4	三 種 町	22
3	五 城 目 町	4	5	由 利 本 荘 市	16

【要約表】

市町村別人口と世帯（推計）

令和元年10月1日現在

《人口増減》

増 加：大潟村
減 少：秋田市、横手市、由利本荘市等
増減なし：0市町村

1村
24市町村
0市町村

区 分	世 帯 数	人 口		出 生	死 亡	入 居		転 出		対前月 増減数
		総 計	男 女			県 内	県 外	県 内	県 外	
県 計	389,380	965,927	454,251	511,676	396	1,208	787	****	1,012	-1,037
市 部 計	357,008	876,540	412,281	464,259	362	1,081	739	496	952	-906
郡 部 計	32,372	89,428	41,986	47,442	34	127	48	91	60	-139
秋田 市	136,773	306,178	144,353	161,825	162	298	342	121	482	-196
能代 市	21,993	50,842	23,356	27,486	28	67	43	31	45	-25
横手 市	31,148	86,499	40,620	45,879	25	102	63	51	97	-136
大館 市	28,324	70,085	32,793	37,292	24	94	73	38	78	-74
男鹿 市	10,775	25,634	12,090	13,544	5	32	16	29	20	-52
湯沢 市	17,208	42,887	20,470	22,417	14	78	15	13	28	-68
鹿角 市	11,203	29,727	13,900	15,827	17	44	24	11	18	-21
由利本荘市	28,515	75,417	36,080	39,337	33	107	42	44	60	-90
潟上 市	12,417	31,923	14,994	16,929	14	35	23	58	23	-36
大仙 市	28,484	77,886	36,390	41,496	23	116	52	45	47	-89
北秋田 市	11,989	30,555	14,289	16,266	5	52	17	23	13	-53
にかほ 市	8,745	23,602	11,226	12,376	6	27	19	21	19	-32
仙北 市	9,434	25,305	11,720	13,585	6	29	10	11	22	-34
鹿角 郡	2,054	4,843	2,247	2,596	2	6	2	4	5	-10
小坂 町	2,054	4,843	2,247	2,596	2	6	2	4	5	-10
北秋田 郡	856	2,098	970	1,128	0	4	1	1	0	-2
上小阿仁村	856	2,098	970	1,128	0	4	1	1	0	-2
山 本 郡	9,723	25,191	11,696	13,495	11	45	11	30	15	-56
藤里 町	1,152	3,004	1,436	1,568	2	10	3	1	1	-4
三種 町	5,921	15,534	7,144	8,390	7	25	8	25	12	-40
八 峰 町	2,650	6,653	3,116	3,537	2	10	0	4	2	-12
南秋田 郡	8,011	21,802	10,230	11,572	5	27	11	30	10	-28
五城目 町	3,403	8,522	3,977	4,545	2	12	5	7	5	-6
八郎潟 町	2,203	5,636	2,571	3,065	0	11	2	12	2	-15
井 川 町	1,557	4,604	2,148	2,456	2	4	1	9	1	-10
大潟 村	848	3,040	1,534	1,506	1	0	3	2	2	3
仙北 郡	6,120	19,006	8,896	10,110	9	20	10	16	9	-10
美 郷 町	6,120	19,006	8,896	10,110	9	20	10	16	9	-10
雄 勝 郡	5,608	16,488	7,947	8,541	7	25	13	10	21	-33
羽後 町	4,742	13,988	6,729	7,259	7	23	13	7	17	-25
東成瀬 村	866	2,500	1,218	1,282	0	2	0	3	4	-8

注1)人口及び世帯数は、平成27年国勢調査の確定値をもとに算出している。

注2)県の人口(県計)については、県内移動の要素(県内転入者数及び県内転出者数)を除いて算出している。市町村人口の総計とは一致しない。

注3)「出生」、「死亡」、「転入」、「転出」欄の数値は、推計年月日の前月1か月間において、住民基本台帳に登録または台帳から削除された者の合計である。

秋田県人口移動理由実態調査結果について 令和元年（平成30年10月～令和元年9月）速報

単位：人、%

	移動理由 内容	転勤		転職・就職 (学生以外の人)		就職 (学生)		学業		結婚・離婚		退職・同居		住宅		その他	
		人数 a	割合 a/①	人数 b	割合 b/①	人数 c	割合 c/①	人数 d	割合 d/①	人数 e	割合 e/①	人数 f	割合 f/①	人数 g	割合 g/①	人数 h	割合 h/①
転出入区分	回答者数 ①																
	県外転入	5,310	31.3	1,017	19.2	384	7.2	295	5.6	390	7.3	926	17.4	117	2.2	520	9.8
	うち 5年以上 居住予定者	1,826	15.3	454	24.9	104	5.7	67	3.7	212	11.6	466	25.5	101	5.5	143	7.8
	県出身 県外出身	1,280	15.1	303	23.7	76	5.9	44	3.4	109	8.5	397	31.0	63	4.9	95	7.4
県外転出	546	86	15.8	151	27.7	28	5.1	23	4.2	103	18.9	69	12.6	38	7.0	48	8.8
県内転入	6,413	1,580	24.6	1,465	22.8	1,440	22.5	816	12.7	303	4.7	415	6.5	101	1.6	293	4.6
県内転出	4,953	1,402	28.3	508	10.3	258	5.2	156	3.1	868	17.5	529	10.7	797	16.1	435	8.8
合計	4,983	1,460	29.3	504	10.1	290	5.8	190	3.8	918	18.4	431	8.6	786	15.8	404	8.1
合計	21,659	6,103	28.2	3,494	16.1	2,372	11.0	1,457	6.7	2,479	11.4	2,301	10.6	1,801	8.3	1,652	7.6

※当該調査は、平成30年10月から令和元年9月までの1年間分を調査し、速報として取りまとめたものである。

※この期間における実際の移動者数は全体で48,522人、回答率44.6%（前年1年間での回答率30.4%）。

うち県外転入については、12,618人、回答率42.1%（前年12,122人、回答率30.3%）である。

第3期すこやかあきた夢っ子プラン（素案）の概要

次世代・女性活躍支援課

1 計画の趣旨

子ども・子育て支援法等に基づく「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」が5年1期の計画期間（H27～R元）の終了を迎えることから、子ども・子育て支援の更なる充実を図るため、同法に基づく基本指針等に即して次期計画を策定する。

2 計画の性格

- ・子ども・子育て支援法第62条に基づき都道府県が策定する子ども・子育て支援事業支援計画
- ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づき都道府県が策定する行動計画
- ・秋田県子ども・子育て支援条例第8条に基づく子ども・子育て支援に関する基本計画
- ・国の母子保健計画策定指針に基づく母子保健計画

3 計画の期間

令和2年度から
令和6年度まで
（5年間）

4 計画のポイント

第2期プランの検証や国の動向などを踏まえ、子ども・子育て支援事業を実施する。

1 国の基本指針等を踏まえた主な取組

- ・放課後児童クラブの受け皿の整備
《「新・放課後子ども総合プラン」(H30.9月公表)》
- ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等
《「児童福祉法」(R1.6月改正)》
- ・母子保健に関する効果的な施策の総合的な推進
《「母子保健計画策定指針」(H26.6月公表)》

2 本県の実情を踏まえた主な取組

- ・出会い・結婚支援の更なる強化
- ・子育て家庭の経済的負担の軽減

5 計画の目標

「結婚・出産・子育てに関する県民の希望をかなえ、秋田の未来を拓く子どもの健やかな成長を可能とする社会」の構築を目指します。

急速な少子化の進行と子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、県民が次世代育成支援対策の必要性に理解を深め、子育てを家庭だけにとどめず、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、すべての子どもの意見や気持ちを尊重し、心身ともに健やかに成長することができるための目標を掲げます。

6 計画の基本指標

「安心して子育てができる社会になっている。」と回答した割合

【現状】令和元年度 54.6% → 【目標】令和6年度 65.0%

（秋田県県民意識調査における「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の政策に関する質問項目への回答割合）

7 施策の主な取組・目標指標

政策1 子育てを社会全体で支える体制の充実

結婚から出産・子育てを社会全体で支える機運を醸成し、子どもと子育て家庭を社会全体で支えるために必要な体制を充実します。

基本施策1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供

- ◇子どもの育ちや保護者の子育てを支援するための教育・保育の計画的な提供
- ◇保育士等の専門性向上と就学前教育・保育の質の向上
- ◇地域における教育・保育推進体制の充実強化

【主な目標指標】

保育所等の待機児童数（翌年度4月1日現在）現状（H30）65人 →目標（R6）0人

基本施策2 地域における子ども・子育て支援の充実

- ◇市町村の地域子ども・子育て支援事業の促進
- ◇児童虐待やDVの防止対策、子どもの貧困対策の推進
- ◇ひとり親家庭や障害のある子どもへの支援の充実

【主な目標指標】

放課後児童クラブ待機児童数（翌年度5月1日現在）

現状（H30）79人 →目標（R6）0人

里親等委託率 現状（H30）12.2% →目標（R6）26.0%

基本施策3 結婚・子育てのサポート体制の充実強化

- ◇中学生から大学生、社会人までの各年代でライフプランを学び考えられる機会の充実
- ◇次の親世代となる若者の就職への支援
- ◇結婚・出産につながる独身者の出会いの機会の創出
- ◇子育てと仕事の両立支援の充実や男性の家事・育児参加の推進

【主な目標指標】

あきた結婚支援センターへの成婚報告者数 現状（H30）159人 →目標（R6）245人

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（従業員数100人以下）

現状（H30）361社 →目標（R6）600社

基本施策4 安心して子育てできる経済的支援の充実

- ◇幼児教育・保育に要する経費や医療費の負担軽減
- ◇奨学金の貸与、就学支援金の支給など安心して進学できる環境づくり
- ◇ゆとりある住宅確保等への支援

【主な目標指標】

アンケート調査「子育て家庭への経済的支援」での「十分である、概ね十分である、ふつう」を合算した割合 現状（H30）未実施 →目標（R6）65.0%

基本施策5 母子保健対策の充実

- ◇切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策と不妊への支援
- ◇学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進
- ◇妊娠期からの児童虐待防止対策の推進

【主な目標指標】

妊娠・出産包括支援事業実施市町村数 現状（H30）2市町村 →目標（R6）13市町村

政策2 安心して子育てできる環境の整備

子どもの自立と健やかな成長を可能とするため、子育てや子どもの成長に必要な環境を整備します。

基本施策6 安全・安心に子どもを育む環境づくり

- ◇子育て家庭が生活しやすい環境の整備
- ◇交通安全対策や犯罪被害防止対策の推進

【主な目標指標】 歩道整備率（通学路指定分）現状（H30）67.0% →目標（R6）68.2%

基本施策7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実

- ◇小中高の教育活動を通じた確かな学力の育成
- ◇豊かな心と健やかな体の育成
- ◇地域ぐるみで子どもを育む地域学校協働活動の充実

【主な目標指標】

国公立小・中学校不登校児童生徒の出現率（100人あたり）現状（H30）1.41 →目標（R6）1.30

第3期すこやかあきた 夢っ子プラン(素案)

秋 田 県

目 次

第1部 総論

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画のポイント	
4 計画の期間	
5 第2期すこやかあきた夢っ子プランを振り返って	
第2章 子どもを取り巻く現状	3
1 少子化の動向	
2 子育てをめぐる状況	
3 子どもの育ちをめぐる状況	
第3章 計画の目標と体系	13
1 子ども・子育て支援にかかる計画の目標	
2 子ども・子育て支援の実施に関する基本的考え方	
3 計画の基本指標	
4 計画の施策体系	
5 本計画と整合・調整等を図る他の計画	
6 計画の対象	

第2部 施策の内容

政策1 子育てを社会全体で支える体制の充実	16
基本施策1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供	17
基本施策2 地域における子ども・子育て支援の充実	20
基本施策3 結婚・子育てのサポート体制の充実強化	25
基本施策4 安心して子育てできる経済的支援の充実	28
基本施策5 母子保健対策の充実	30
政策2 安心して子育てできる環境の整備	34
基本施策6 安全・安心に子どもを育む環境づくり	35
基本施策7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実	37
計画の目標指標	40

第3部 計画の推進体制と点検・評価

1 推進体制	42
2 点検・評価	42

資料 (市町村において作成中のため添付省略)

- 1 県設定区域における教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込」と「確保方策」
 - (1) 総括表
 - (2) 児童数
 - (3) 教育・保育の需給状況
 - (4) 地域子ども・子育て支援事業の需給状況

第 1 部

総 論

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

本県では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成17年度から10年間にわたり秋田県次世代育成支援行動計画（前期・後期）に基づき様々な取組を進め、その間、平成18年には、子ども・子育て支援に関する基本理念や様々な主体の責務を定めた「秋田県子ども・子育て支援条例」を制定しました。

また、平成24年8月には、全ての子どもとその保護者を対象とする子ども・子育て支援3法が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の本格施行により、「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」（以下「第2期プラン」という。）を策定し、子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

子ども・子育て支援法等に基づく「第2期すこやかあきた夢っ子プラン」が5年1期の計画期間（平成27年度～令和元年度）の終了を迎えることから、子ども・子育て支援の更なる充実を図るため、同法に基づく基本指針等に即して次期計画を策定しました。

2 計画の性格

本プランは、子ども・子育て支援に関係する次の法律及び条例等に基づく計画を一体的に策定するものです。

- ・子ども・子育て支援法第62条に基づき都道府県が策定する子ども・子育て支援事業支援計画
- ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づき都道府県が策定する行動計画
- ・秋田県子ども・子育て支援条例第8条に基づく子ども・子育て支援に関する基本計画
- ・国の母子保健計画策定指針に基づく母子保健計画

3 計画のポイント

第2期プランの検証や国の動向などを踏まえ、子ども・子育て支援事業を実施する。

- 1 国の基本方針等を踏まえた主な取組
 - ・放課後児童クラブの受け皿の整備《「新・放課後子ども総合プラン」(H30.9月公表)》
 - ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等《「児童福祉法」(R1.6月改正)》
 - ・母子保健に関する効果的な施策の総合的な推進《「母子保健計画策定指針」(H26.6月公表)》
- 2 本県の実情を踏まえた主な取組
 - ・出会い・結婚支援の更なる強化
 - ・子育て家庭の経済的負担の軽減

4 計画の期間

本プランは、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

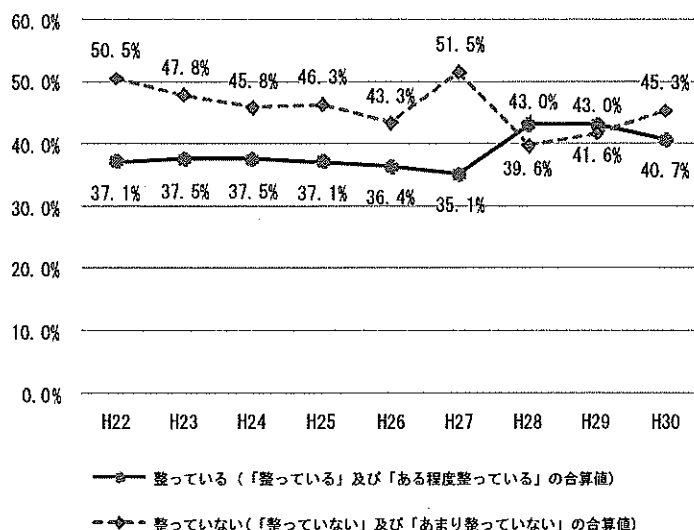
第1部 総論

5 第2期すこやかあきた夢っ子プランを振り返って

第2期プランでは、2つの政策の下に8つの基本施策を掲げ取組を進めてきました。

第2期プランの推進にあたって掲げた基本指標である「家庭や地域、職場において、子どもを産み育てやすい環境が整っていると思う」と回答した割合は40.7%に止まり、目標とした45%に及ばず、依然として半数近くの回答者は子育て環境について十分ではないとの意識が結果に現れており、子ども・子育て支援における総合的な取組の更なる充実強化が必要であると認識しています。

秋田県県民意識調査 県の特定課題
「子どもを産み育てやすい環境」の現状評価



各基本施策の主な指標においては、認定こども園数や従業員数100人以下の企業における一般事業主行動計画策定件数が順調に推移しているものの、待機児童数や婚姻数においては、課題が残る結果となっており、教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供や次の親世代に対する支援の充実強化を図っていく必要があります。

第2期すこやかあきた夢っ子プランにおける 基本指標及び各基本施策の主な目標指標	単位	H25年 基準値	H29年 実績値	H30年 実績値	R1年 目標値	達成度
秋田県県民意識調査「家庭や地域、職場において、子どもを産み育てやすい環境が整っていると思う」と回答した割合	%	36.4 (H26 現状値)	41.6	40.7	45.0	B
待機児童数	人	38	41	37	0	D
認定こども園数	園	33	81	89	63	A
放課後児童クラブ設置率	%	75.7	81.0	81.8	85.0	B
従業員数100人以下の企業における一般事業主行動計画策定件数（累計）	件	570	916	1,079	772	A
県民意識調査「子育て家庭への経済的な支援」での「十分である、概ね十分である、ふつう」を合算した割合（モニタリング指標 20～50代の加重平均）	%	39	52	55	45	A
地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合（公立幼・小・中・高・特別支援）	%	37.0	46.7	46.7	50.0	B
婚姻数	件	3,865	3,311	3,052	4,020	C
高校生の県内就職率	%	61.5	66.9	65.0	74.0	B
3歳児健康診査受診率	%	97.2	97.1	98.3	100	B
中学校区における学校支援地域本部や放課後子ども教室等の実施率	%	90.6	95.4	96.3	95.7	A

※達成度の判定基準 A…100%以上 B…80%以上100%未満 C…60%以上80%未満 D…60%未満

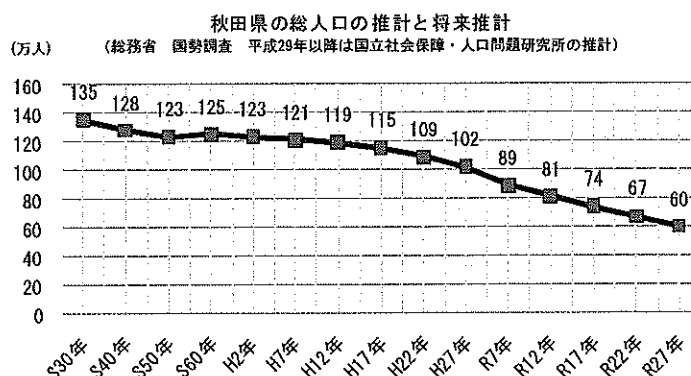
第1部 総論

第2章 子どもを取り巻く現状

1 少子化の動向

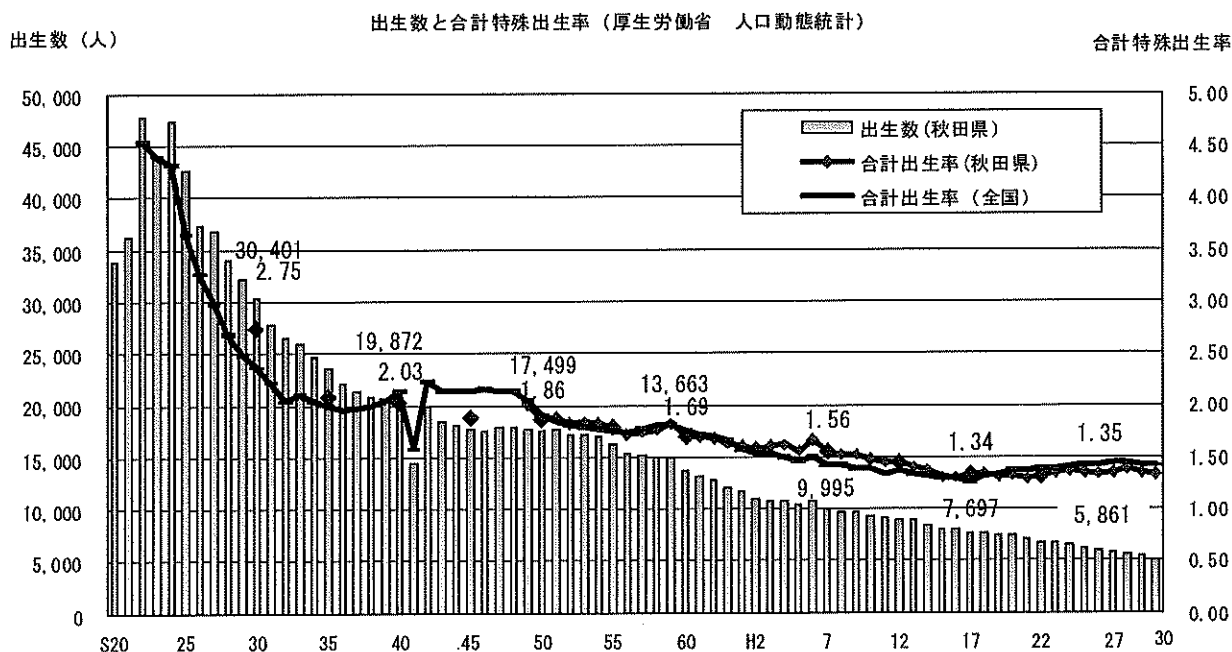
(1) 総人口と将来推計

全国的な少子化の流れの中で、秋田県でも急速に人口が減少しており、昭和31年に過去最高の135万人となった秋田県の人口は、平成30年には98万人となりました。平成17年以降、毎年人口減少数が1万人を超えているほか、平成18年には人口減少率が1%を超えるなど全国最大のペースで人口減少が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和22年には70万人を下回るまでに減少すると予測されています。



(2) 出生数・合計特殊出生率

秋田県の出生数は、戦後の第1次ベビーブーム期(昭和22～24年)の約4万8千人をピークに減少が続き、平成30年には5,040人まで減少しています。また、合計特殊出生率(一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す指標)も低下傾向となっており、平成14年からは1.3台で推移し、平成30年には1.33となっています。



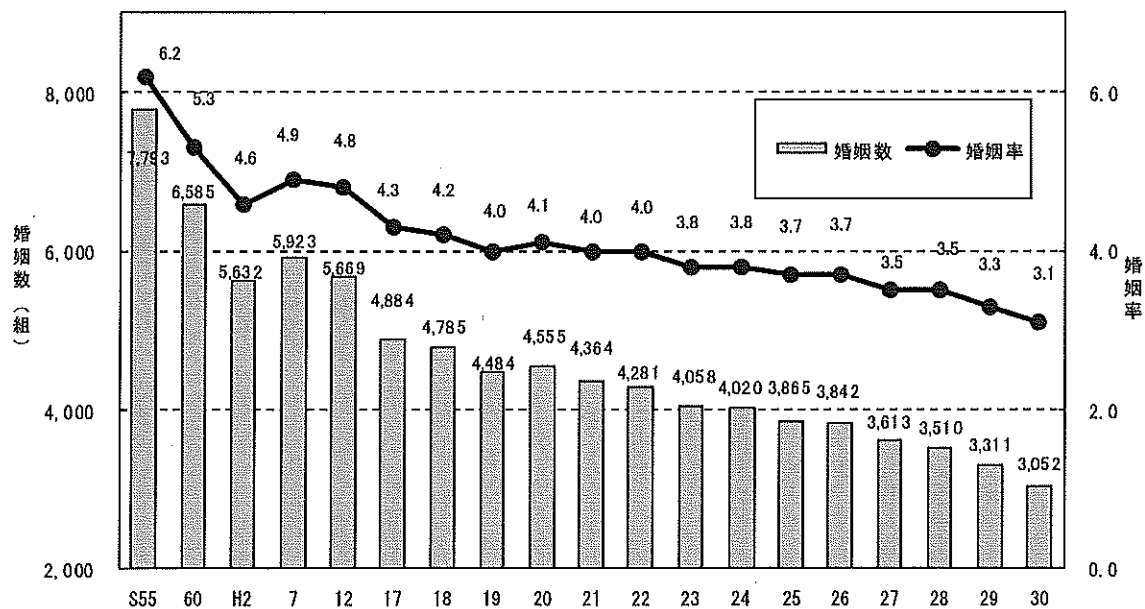
第1部 総論

厚生労働省の合計特殊出生率が発表となり次第、市町村別出生率の状況と地図を掲載

(3) 婚姻状況

本県における婚姻状況を見ると、昭和40年にはほぼ1万組ありましたが、平成17年には5千組を割り込み、平成30年は3,052組となっています。婚姻率（人口千人に対する婚姻数）は、平成17年で4.3、平成30年では3.1となっています。

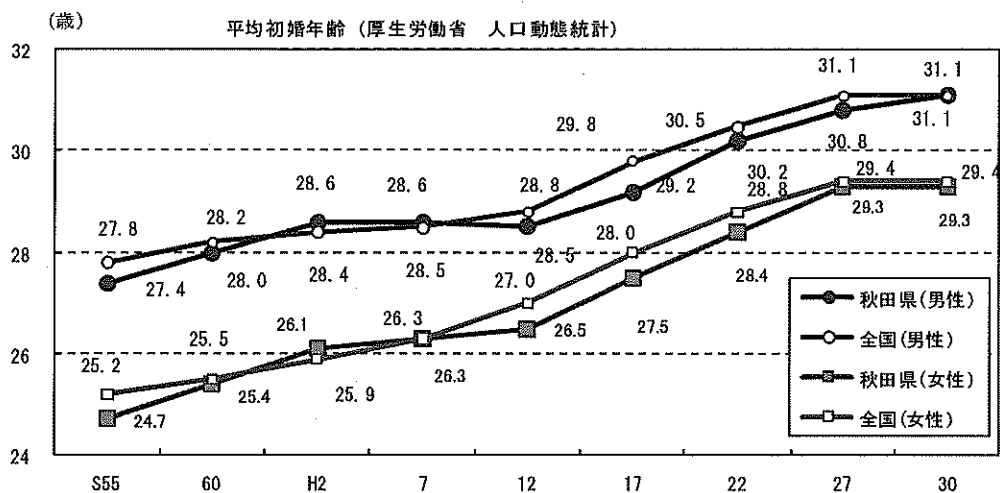
秋田県の婚姻状況（厚生労働省 人口動態統計）



第1部 総論

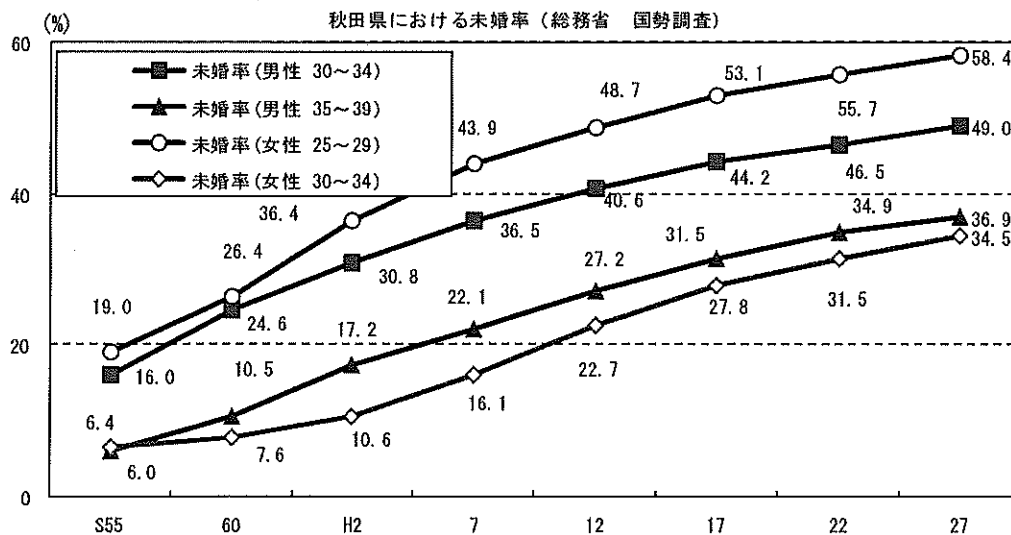
(4) 平均初婚年齢

平成30年の本県における平均初婚年齢は、夫が31.1歳、妻が29.3歳と全国平均と同様に上昇傾向にあり、晩婚化が進行しています。



(5) 未婚率の上昇

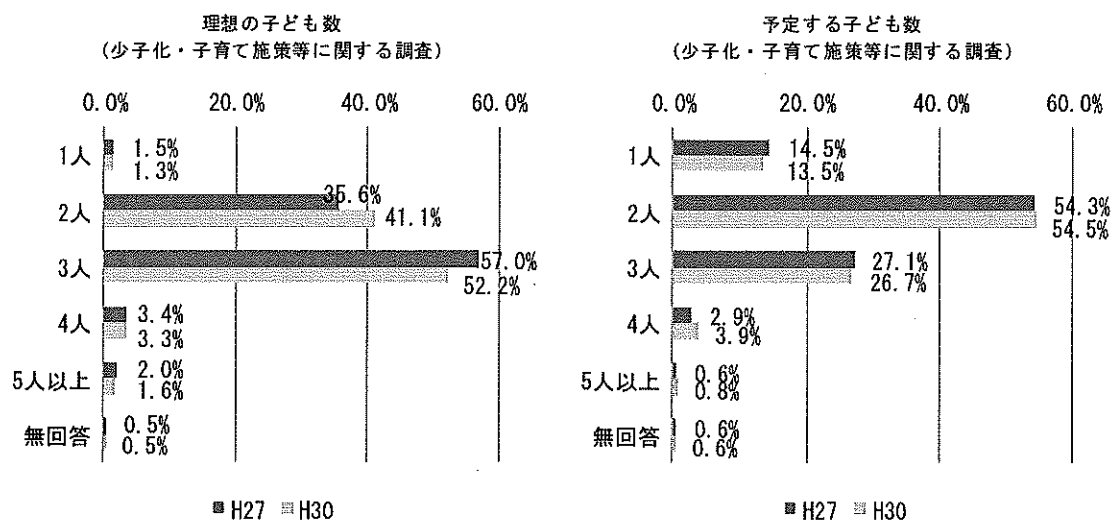
本県における未婚率は、男女ともに上昇傾向にあります。直近調査の平成27年においては35歳～39歳の男性が未婚である割合は36.9%、30～34歳の女性は34.5%となっています。



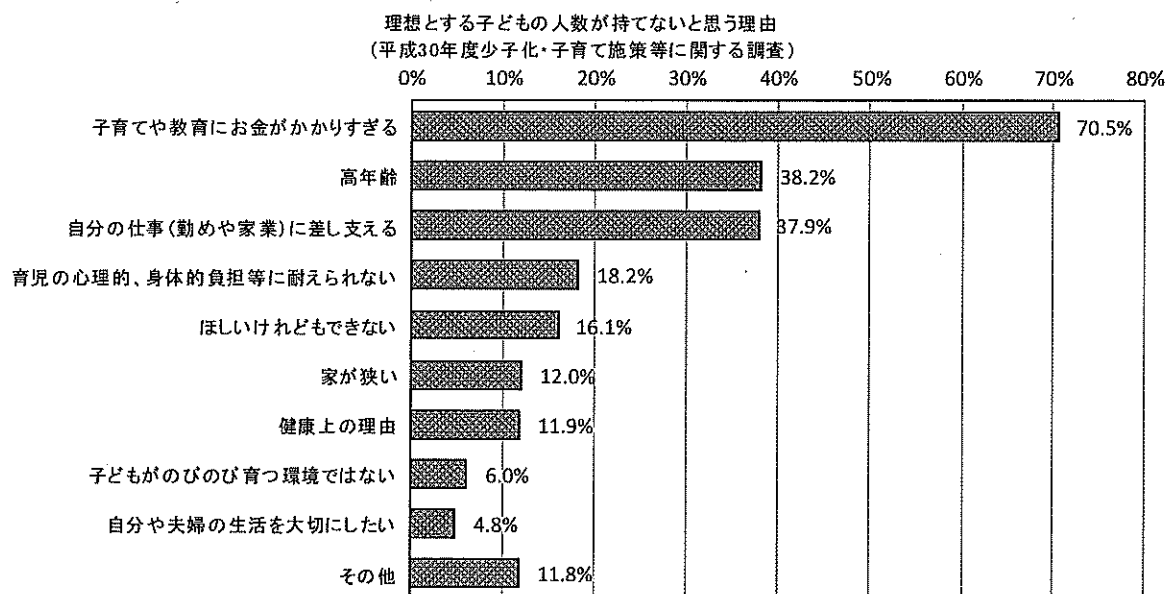
第1部 総論

(6) 理想の子ども数と予定する子ども数

平成30年度の県内の児童・生徒の保護者を対象としたアンケートにおける結果では、理想とする子ども数「3人」が52.2%と最も割合が高く、続いて「2人」が41.1%となっています。これに対し予定する子ども数は「2人」が54.5%と最も割合が高くなっています。



理想の子ども数と予定する子ども数に差が生じる理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」との回答の割合が70.5%と最も高く、続いて「高年齢」「自分の仕事（勤めや家業）に差し支える」「育児の心理的、身体的負担等に耐えられない」となっています。

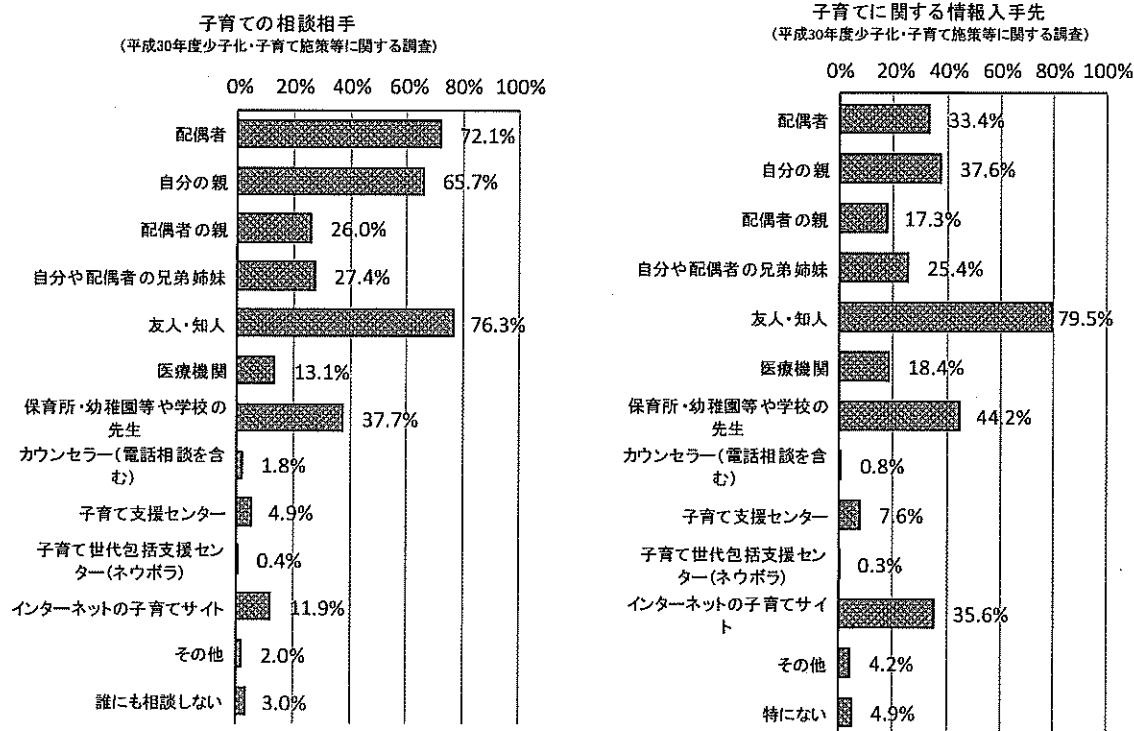


第1部 総論

2 子育てをめぐる状況

(1) 子育ての相談相手や子育てに関する情報入手先

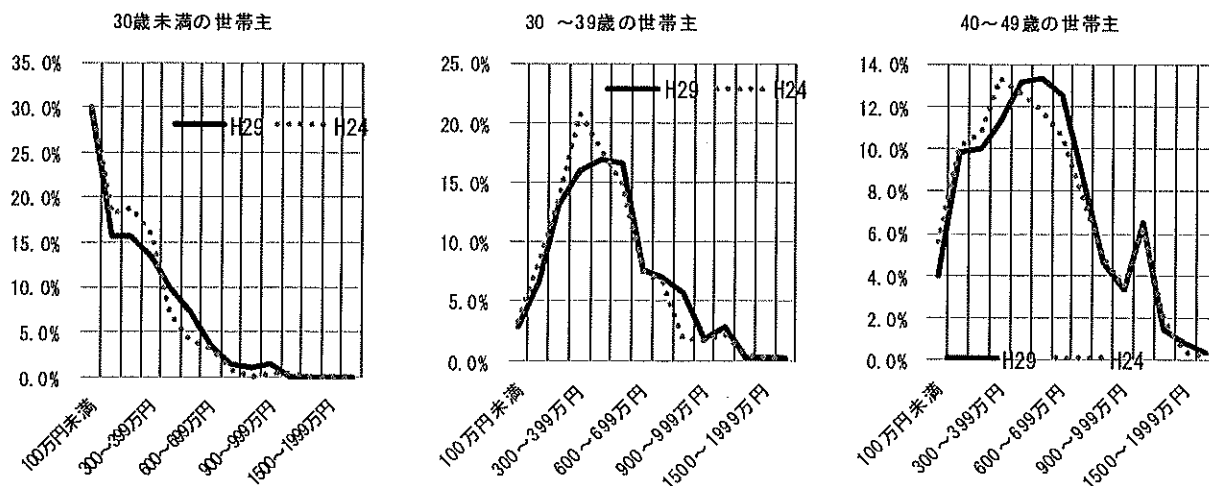
子育ての相談相手は、「友人・知人」が76.3%で最も割合が高く、次に「配偶者」、「自分の親」となっています。また、子育てに関する情報入手先についても「友人・知人」の割合が79.5%と最も高く、続いて、「保育所・幼稚園等や学校の先生」、「自分の親」となっています。



(2) 子育て家庭の経済状況

子育てを主に担う50歳未満の世帯の所得について、平成24年と平成29年を比較すると、各年代において、高所得階層の割合が増加しています。また、30代の世帯では、300万円台～500万円台までの各所得階層がほぼ同程度となっています。

秋田県における世帯主の年代毎世帯所得の傾向(総務省 就業構造基本調査)

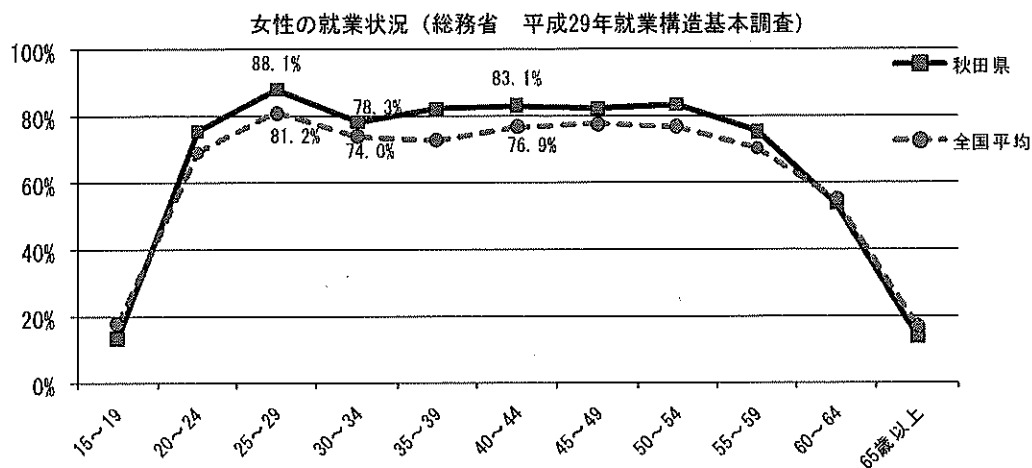


第1部 総論

(3) 育児と仕事の両立状況

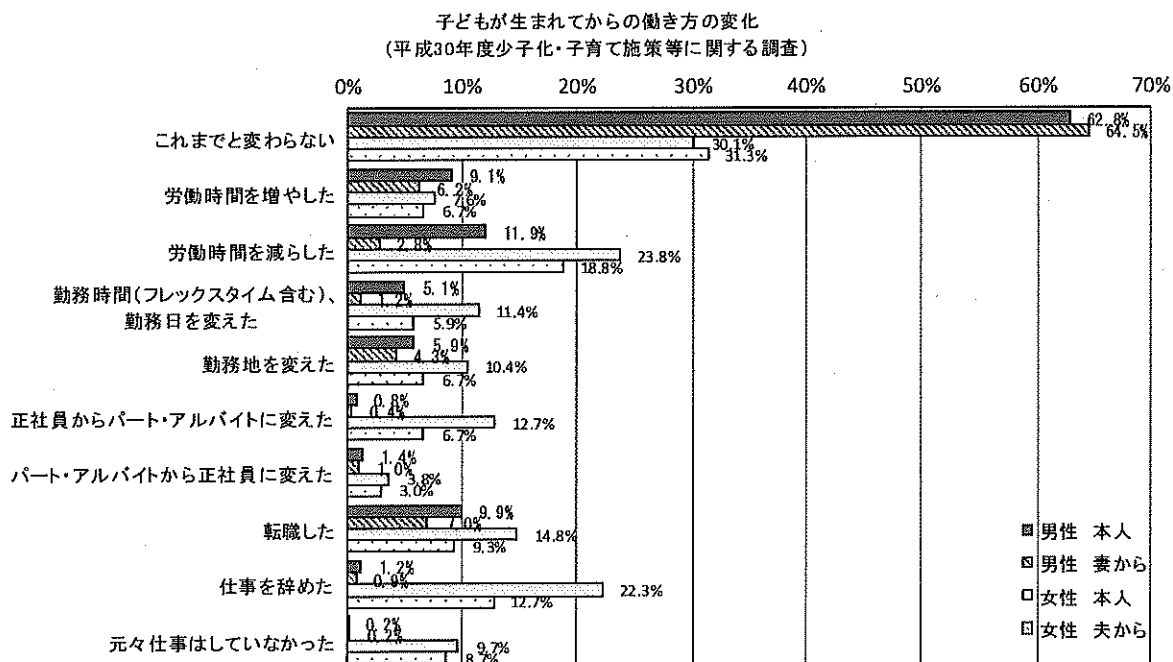
①女性の就業状況（有業者の割合）

平成29年就業構造基本調査によると、秋田県における20歳から59歳までの女性における有業率は7割を超え、全国的にみても比較的高い状況です。



②子どもが生まれてからの働き方の変化

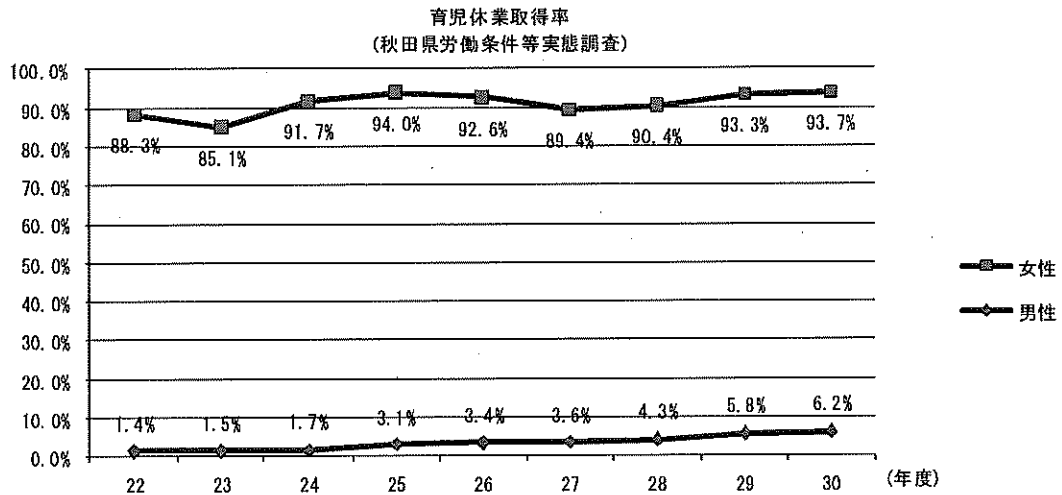
男性の働き方については、本人及び妻からの意見とも「これまでと変わらない」の回答割合が、62.8%、64.5%と最も高くなっています。女性の働き方についても「これまでと変わらない」の回答割合が最も高いものの、男性の約半分程度の割合となっています。



第1部 総論

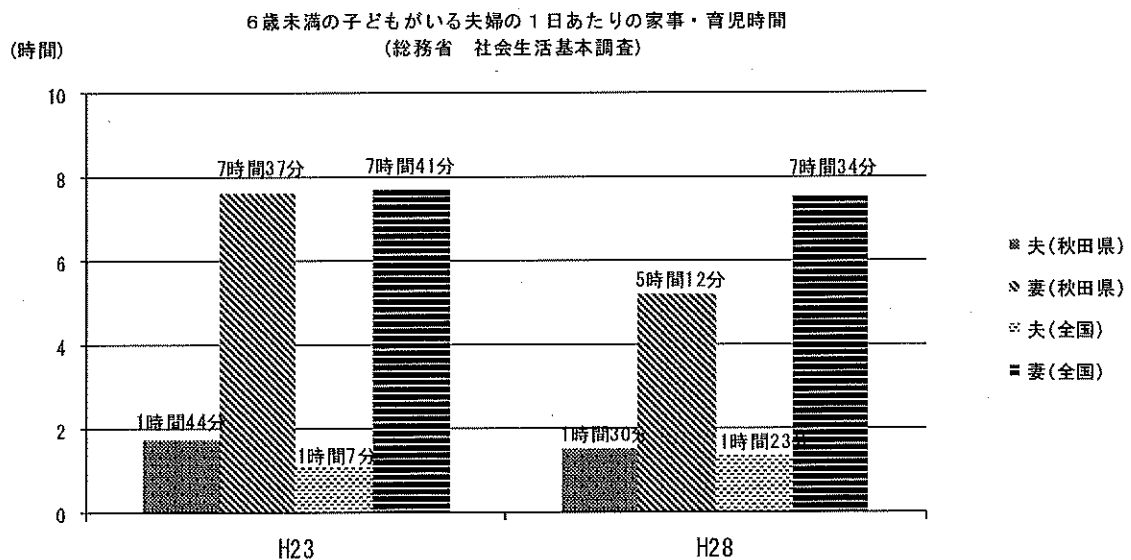
③育児休業取得率

育児休業取得率は、女性が概ね9割前後であるのに対し、男性は1割にも満たない状況となっているものの、男性の取得率も微増傾向を示しています。



④男性の家事・育児への参加

6歳未満の子どもがいる世帯の、夫の1日あたりの家事・育児時間をみると、共働き世帯が増えていることもあり全国的に増加傾向にあります。妻と比較した場合、かなり短くなっており、妻の家事・育児の負担が大きい世帯が多い現状です。

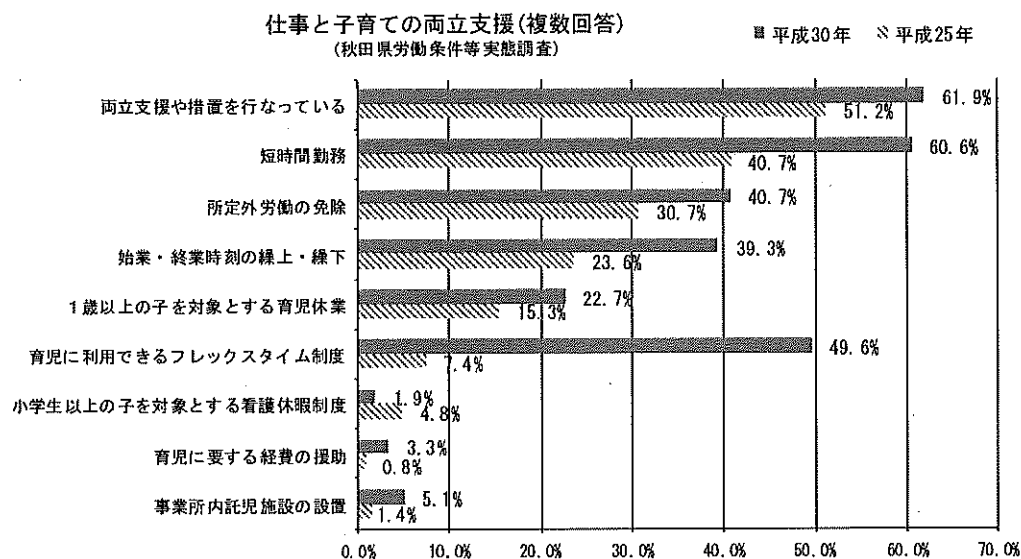


(4) 企業における子育てと仕事の両立支援の状況

企業における両立支援の措置状況について、平成25年と30年の調査で比較すると「行っている」とする事業者が増加しています。

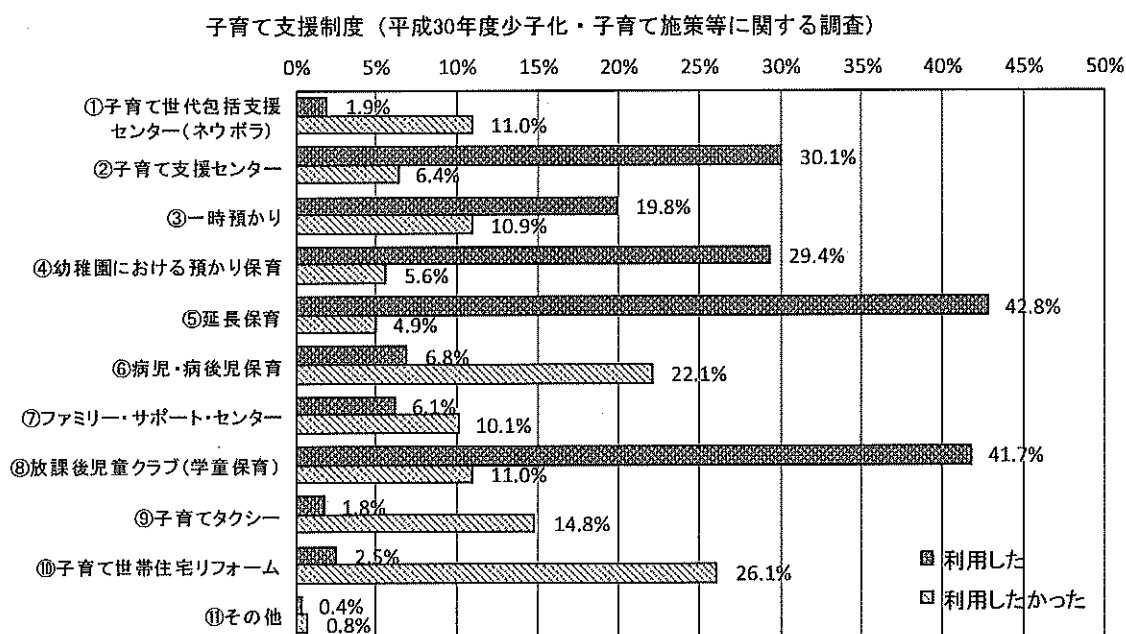
両立支援の内容は「短時間勤務制度」、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」、「所定外労働の免除」など勤務時間の調整に関する制度・措置が高い割合を占めています。

第1部 総論



(5) 子育て支援制度の利用状況

本県における主な子育て支援制度の利用状況については、実際に利用した制度の中では「延長保育」が42.8%と最も割合が高くなっています。利用しなかった(利用してみたい)制度では「子育て世帯住宅リフォーム」が26.1%と最も高くなっており、続いて「病児・病後児保育」が22.1%となっています。



第1部 総論

3 子どもの育ちをめぐる状況

(1) 就学前の子どもの状況

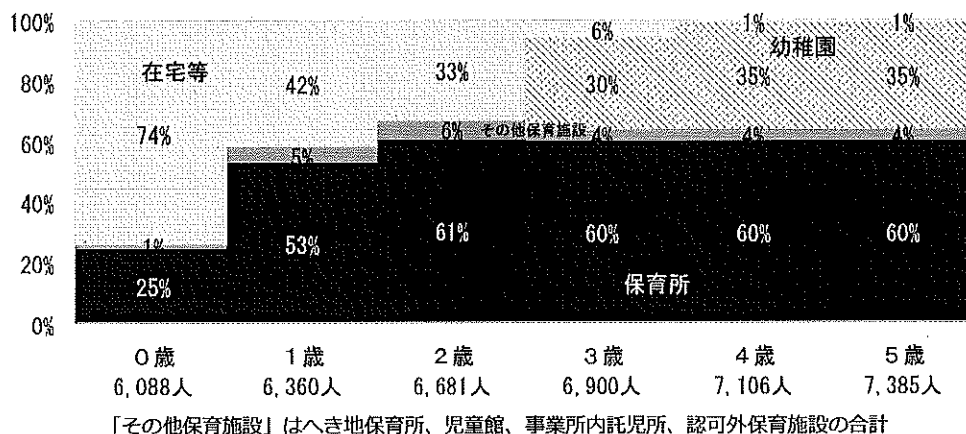
平成30年度の状況を年齢別でみると、幼稚園や保育所、認定こども園等に入所する児童の割合は0歳では29%ですが、1歳で70%を超え、5歳では99%とほぼ全入となっています。

平成26年度と比較すると、1～2歳における保育所等の施設入所率が増加しており、平成26年度には58%だった1歳児の保育所等入所率は、平成30年度では72%となっています。

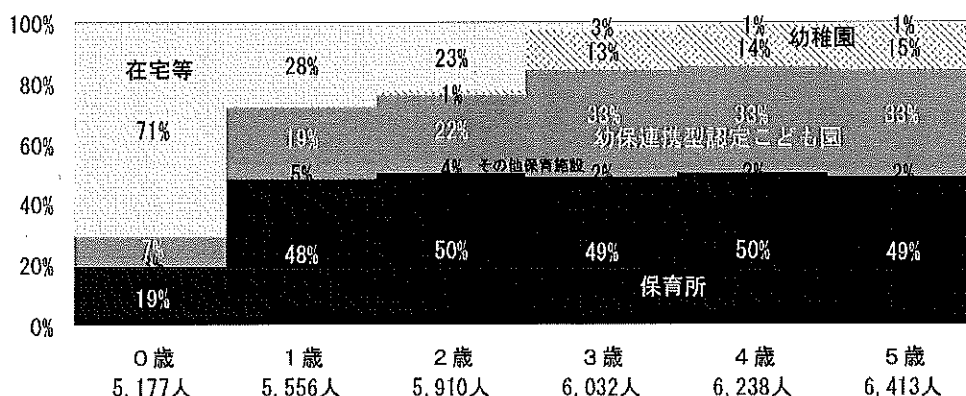
平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、幼稚園や保育所から新設された幼保連携型認定こども園に移行するとともに、幼保連携型認定こども園に入所する児童が年々増加し、平成30年度の3歳児以上の入所者に占める割合は33%となっています。

なお、就学前の子どもの数は年々減少しているものの、施設への入所率は平成26年度の76%から平成30年度には80%まで上昇しています。

◆平成26年度(未就学児 40,520人)



◆平成30年度(未就学児 35,326人)



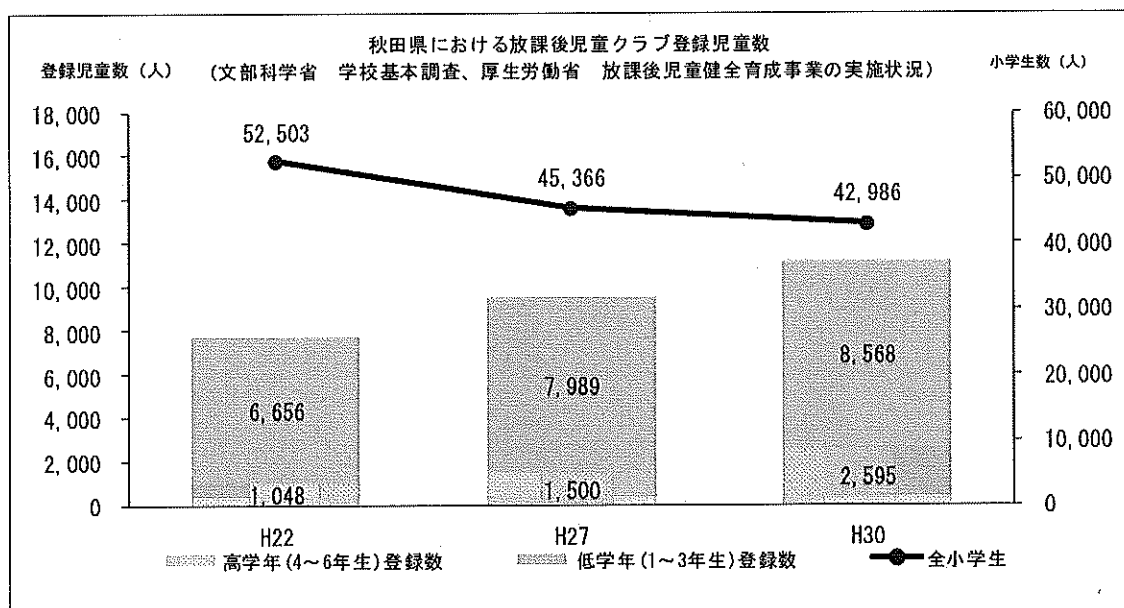
(秋田県幼保推進課調べ)

第1部 総論

(2) 放課後児童クラブの登録状況

秋田県の小学生数は、平成22年から平成30年の間で1万人近く減少しましたが、放課後児童クラブ登録児童数は3,459人増加し、平成30年度には全小学生数の1/4を超えるなど、放課後児童クラブへのニーズがさらに高まっています。

また、子ども・子育て支援新制度において放課後児童クラブの対象児童が拡充されたことにより、近年は4年生以降の高学年児童の利用も増えていきます。



第3章 計画の目標と体系

1 子ども・子育て支援にかかる計画の目標

急速な少子化の進行と子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、県民が次世代育成支援対策の必要性に理解を深め、子育てを家庭だけにとどめず、子どもと子育て家庭を社会全体で支え、すべての子どもの意見や気持ちを尊重し、心身ともに健やかに成長することができるための目標を次のとおり掲げます。

「結婚・出産・子育てに関する県民の希望をかなえ、秋田の未来を拓く子どもの健やかな成長を可能とする社会」の構築を目指します。

2 子ども・子育て支援の実施に関する基本的考え方

目標の実現に向けて2つの政策を掲げ、子ども・子育て支援に取り組みます。

◆政策1 子ども・子育てを社会全体で支える体制の充実

結婚から出産・子育てを社会全体で支える機運を醸成し、子どもと子育て家庭を社会全体で支えるために必要な体制を充実します。

◆政策2 安心して子育てできる環境の整備

子どもの自立と健やかな成長を可能とするため、子育てや子どもの成長に必要な環境を整備します。

3 計画の基本指標

これらの政策の実施にあたっては、子育てを支える体制の充実や環境の整備の成果を把握するため、次の指標を掲げます。

「安心して子育てができる社会になっている。」と回答した割合

(秋田県県民意識調査における「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の政策に関する質問項目への回答割合)

【現状】令和元年度 54.6% → 【目標】令和6年度 65.0%

4 計画の施策体系

◆政策1 子育てを社会全体で支える体制の充実

基本施策1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供

- 施策1-1 教育・保育の計画的な提供
- 施策1-2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保
- 施策1-3 人材の養成と資質向上の推進
- 施策1-4 市町村区域を超えた広域調整
- 施策1-5 教育・保育情報の公表

基本施策2 地域における子ども・子育て支援の充実

- 施策2-1 地域子ども・子育て支援事業の支援と機能強化
- 施策2-2 児童館を活用した児童の健全育成
- 施策2-3 支援を要する子どもや家庭のサポート

基本施策3 結婚・子育てのサポート体制の充実強化

- 施策3-1 結婚・子育てを社会全体で支える機運醸成
- 施策3-2 若者の就職への支援
- 施策3-3 出会い・結婚支援の更なる強化
- 施策3-4 子育てと仕事の両立支援の充実
- 施策3-5 ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の整備

基本施策4 安心して子育てできる経済的支援の充実

- 施策4-1 幼児教育・保育に要する経費や医療費の負担軽減
- 施策4-2 安心して進学できる環境づくり
- 施策4-3 ゆとりある住宅確保等への支援

基本施策5 母子保健対策の充実

- 施策5-1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策と不妊への支援
- 施策5-2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- 施策5-3 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- 施策5-4 育児に困難を抱える親への支援
- 施策5-5 妊娠期からの児童虐待防止対策

◆政策2 安心して子育てできる環境の整備

基本施策6 安全・安心に子どもを育む環境づくり

- 施策6-1 子育てを支援する生活環境の整備
- 施策6-2 子どもの安全を確保するための取組の推進
- 施策6-3 犯罪被害防止対策や被害者への支援

基本施策7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実

- 施策7-1 人権を尊重する教育と自尊感情、自己有用感の醸成
- 施策7-2 きめ細かな教育の推進
- 施策7-3 豊かな心と健やかな体の育成

第1部 総論

施策7-4 子どもの食育の推進

施策7-5 子どもの心の育ちと青少年の健全育成

施策7-6 地域学校協働活動の充実

5 本計画と整合・調整等を図る他の計画

本プランは、県内25市町村が定める子ども・子育て支援事業計画と整合・調整を図るとともに、県が定める子ども・子育てに関連する他の計画との調和を保つものとししました。

◆整合・調整を図る計画

- ・県内25市町村子ども・子育て支援事業計画

◆調和を保つ県策定計画

- ・第3期ふるさと秋田元気創造プラン
- ・第2期あきた未来総合戦略
- ・第4次秋田県男女共同参画推進計画
- ・第2次あきた子ども・若者プラン
- ・秋田県地域福祉支援計画
- ・秋田県社会的養育推進計画
- ・秋田県ひとり親家庭等自立促進計画
- ・秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する第5期基本計画
- ・秋田県子どもの貧困対策推進計画
- ・第1期秋田県障害者計画・第5期秋田県障害福祉計画・第1期秋田県障害児福祉計画
- ・秋田県自殺対策計画
- ・第3期あきたの教育振興に関する基本計画
- ・第三次秋田県特別支援教育総合整備計画

6 計画の対象

- ・子ども（満18歳に達するまでの者）
- ・妊産婦
- ・子どもを育成し、または子どもを育成しようとする家庭
- ・子どもと子育て家庭を取り巻く関係者等（県民、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、地域、企業、関係団体、行政等）

第2部

施策の内容

政策1 子育てを社会全体で支える体制の充実

政策1における施策展開

政策1では、結婚から出産・子育てを社会全体で支える機運を醸成し、子どもと子育て家庭を社会全体で支えるために必要な体制を充実します。

基本施策1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供では、子どもの育ちや保護者の子育てを支援するために、教育・保育の総合的・計画的な提供を進めます。

基本施策2 地域における子ども・子育て支援の充実では、地域の実情や子育て家庭の様々なニーズに対応し、切れ目のない子育て支援体制を構築するため、地域子ども・子育て支援各事業の取組の充実に向け支援します。また、児童虐待やDVの防止対策、子どもの貧困対策を進めるほか、障害のある子どもや外国につながる子どもの支援、ひとり親家庭など支援を要する子どもや家庭のサポートの充実を図ります。

基本施策3 結婚・子育てのサポート体制の充実強化では、社会全体で結婚や子育てを支える機運を醸成し、次代の社会を担う子どもが安心して暮らすことができるよう、結婚や子育て、子育てと仕事の両立支援のサポート体制を充実強化します。

基本施策4 安心して子育てできる経済的支援の充実では、子育て家庭は保育料や医療費など子育てに係る経済的負担が大きいことからその負担の軽減を図ります。

基本施策5 母子保健対策の充実では、母子の生命を守り、母子の健康の保持増進を図ることに加え、予防的な観点から児童虐待問題についても取組を推進します。

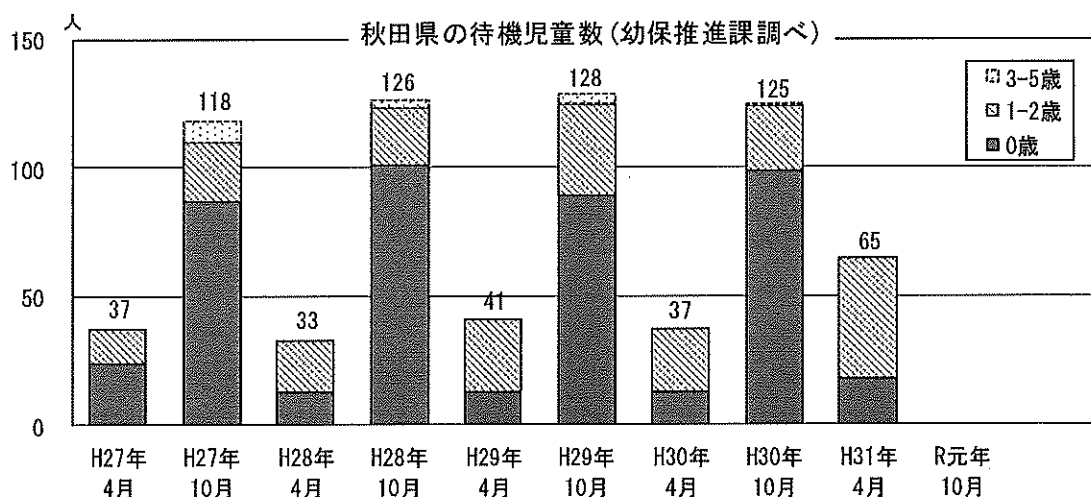
基本施策1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供

■現状と課題

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、就学前の教育・保育の「量的拡充」と「質の向上」に努めてきましたが、より多くの保育士を必要とする0～2歳児において、就学前施設への入所希望が増加し、必要な保育士を確保できない一部の地域で待機児童が発生しています。

一方、令和元年10月には「幼児教育・保育の無償化」が始まり、これまで以上に、教育・保育の「質」が問われています。

小学校就学前は、生涯にわたる人格形成や生活習慣等の基礎を培う時期であり、子どもの居場所がどこにあっても、等しく質の高い教育・保育が受けられるよう、それぞれの地域の実情と保護者のニーズを踏まえた教育・保育の総合的・計画的な提供が求められています。



■施策の方向性

県は「子ども・子育て支援法」に基づき、市町村が地域のニーズを踏まえて実施する「就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供」を支援します。

◆基本施策1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供

- 施策1-1 教育・保育の計画的な提供
- 施策1-2 保育人材の確保・育成と教育・保育の質向上
- 施策1-3 教育・保育推進体制の充実・強化
- 施策1-4 市町村区域を超えた広域調整
- 施策1-5 教育・保育情報の公表

第2部 施策の内容

1-1 教育・保育の計画的な提供

(1) 教育・保育の需給区域の設定

県の教育・保育提供区域（以下「県設定区域」という。）については、市町村の子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村事業計画」という。）における教育・保育提供区域のほか、教育・保育の量の見込み（以下「量の見込み」という。）並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）等を踏まえて設定します。

市町村事業計画では、各市町村が全域を教育・保育提供区域とし、市町村内での量の見込みに対して供給を確保する計画となっており、教育・保育の市町村を跨いだ利用については、その市町村間で調整を実施します。

こうしたことから、県設定区域は、各市町村を一単位とする25区域とし、地域子ども・子育て支援事業においても同様とします。

(2) 教育・保育の計画的な提供

教育・保育施設及び地域型保育事業における量の見込み及び確保方策の設定に当たっては、各市町村事業計画の数値を基本とし、その集計値と整合性を図るものとします。

地域子ども・子育て支援事業における量の見込み等についても同様とします。

一方、教育・保育施設の認可、認定においては、市町村事業計画における教育・保育の需給状況を踏まえて判断するものとし、必要な場合は需給調整を行います。

○担当課 次世代・女性活躍支援課、幼保推進課

1-2 保育人材の確保・育成と教育・保育の質向上

(1) 保育士等の確保による待機児童の解消

平成27年度以降、1歳児及び2歳児の就学前施設への入所率は、年々上昇してきましたが、令和2年度以降も同様の傾向が続くものと見込まれます。保育需要の増加に見合う保育士等の確保が必要であり、保育人材の新規卒者の確保とともに、保育士等が働き続けられる環境を整備することで、待機児童の解消を図ります。

新規卒者の確保では、県内において保育業務に従事しようとする保育士養成施設の在学学生を対象に、返還免除付き就学資金の貸付を実施します。

また、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善を行うほか、みなし保育士となることのできる「子育て支援員」の養成研修などにより業務負担の軽減を図ります。

区 分	H30 実績	保育士等の確保計画（合計人数）				
		R2	R3	R4	R5	R6
保育教諭・幼稚園 教諭・保育士 計	5,628	5,783	5,841	5,900	5,958	6,018

第2部 施策の内容

(2) 保育士等の専門性向上と就学前教育・保育の質向上

特別な配慮が必要な子どもへの対応や食育・アレルギー対応など、就学前教育・保育の様々な課題に対する研修ニーズが高まっていることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の垣根を越えた合同研修を開催し、保育士等の専門性向上を図ります。

また、乳児保育や幼児教育、マネジメント分野など、処遇改善等加算の要件となる保育士等キャリアアップ研修を実施します。

さらに、認定こども園サポート事業により、認定こども園への移行を目指す幼稚園・保育所等に対し、訪問による重点的な指導・助言や情報提供等の支援を実施します。

(3) 就学前施設と小学校教育の円滑な接続

就学前施設と小学校との交流・連携を推進するため、就学前・小学校地区別合同研修会を実施するほか、就学前施設における小学校への育ちと学びの連続性を意識した指導計画作成を促進します。

○担当課 幼保推進課

1-3 教育・保育推進体制の充実・強化

(1) 教育・保育アドバイザーの配置と園内研修の充実

高い専門性を持った教育・保育アドバイザーを配置する市町村を拡充し、就学前施設に対する巡回訪問や地域での研修等を実施するほか、園内研修リーダーの養成などにより、地域における教育・保育推進体制の充実を図ります。

(2) 幼児教育センター等による教育・保育の指導体制の強化

幼保推進課を幼児教育センターとするとともに、北・南教育事務所を幼児教育サテライトセンターと位置づけて、それぞれが県央、県北、県南地区の市町村教育・保育アドバイザーや就学前施設等を指導する体制とします。

○担当課 幼保推進課

1-4 市町村区域を超えた広域調整

県は、市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われる際に、当該市町村間の調整が整わない場合などには、必要に応じて、広域的な見地からの調整を行います。

○担当課 次世代・女性活躍支援課、幼保推進課

1-5 教育・保育情報の公表

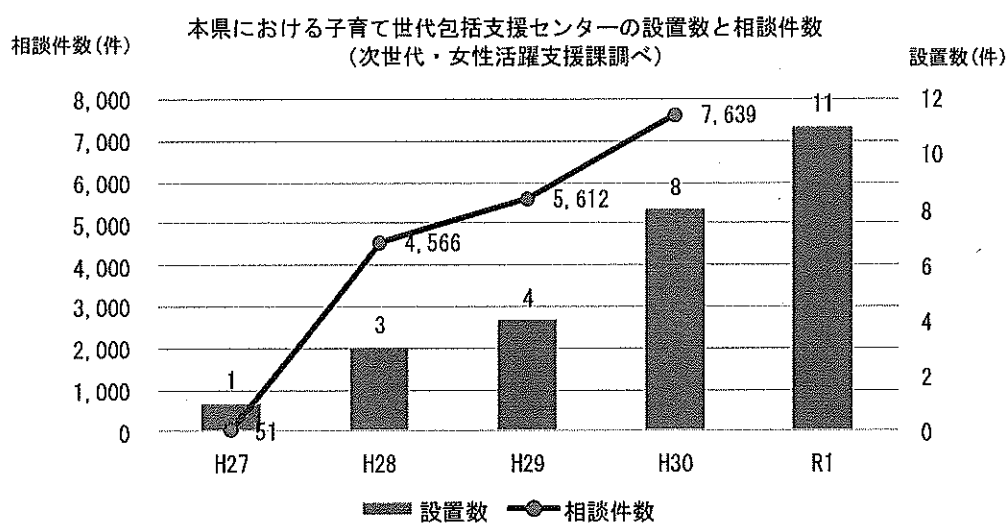
県は、教育・保育を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、教育・保育情報の公表に努めます。

○担当課 幼保推進課

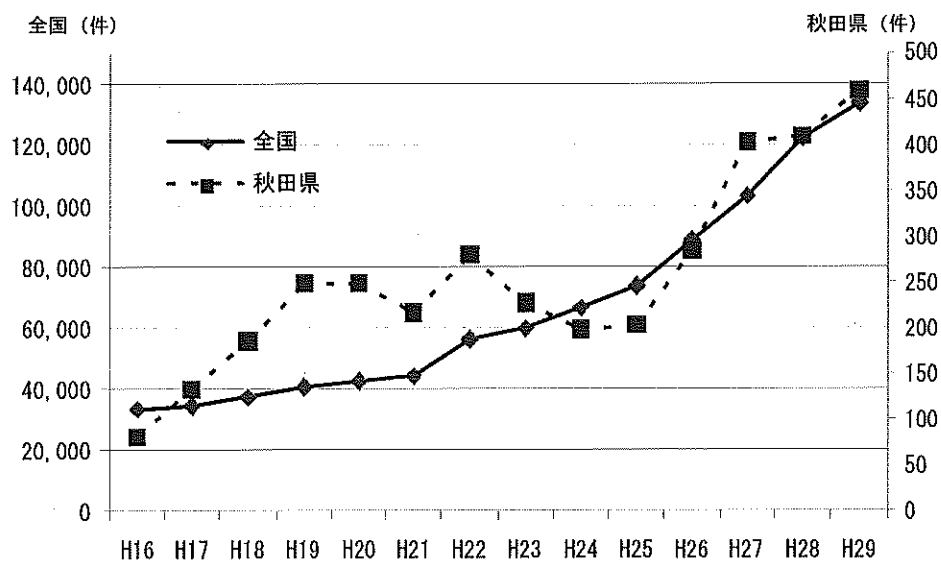
基本施策2 地域における子ども・子育て支援の充実

■現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等による家庭の養育力や地域の子育てサポート力の低下が指摘されています。このため、県内のどの地域においても等しく子育て支援サービスが受けられるよう支援していく必要があります。



児童虐待相談対応件数の推移(厚生労働省 福祉行政報告例)



第2部 施策の内容

■施策の方向性

地域の実情や子育て家庭の様々なニーズに対応し、切れ目のない子育て支援体制を構築するために、子育て世代包括支援センターの設置を促進するなど、地域子ども・子育て支援事業等の利用促進に対する取組を支援します。

また、児童虐待やDVの防止対策、子どもの貧困対策を進めるほか、障害のある子どもや外国につながる子ども、ひとり親家庭など支援を要する子どもや家庭のサポートの充実を図ります。

◆基本施策2 地域における子ども・子育て支援の充実

施策2-1 地域子ども・子育て支援事業の支援と機能強化

施策2-2 児童館を活用した児童の健全育成

施策2-3 支援を要する子どもや家庭のサポート

2-1 地域子ども・子育て支援事業の支援と機能強化

市町村による地域子ども・子育て支援事業の実施を支援し、子育て支援の充実を図ります。

市町村が実施する事業の概要や県の支援策は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

地域の子育て家庭や妊産婦に対し、適切に幼児教育や保育、子育て支援サービスを利用できるよう、子どもやその保護者等の身近な場所で、適切な施設やサービスの情報を提供したり、必要に応じて相談・助言等を行うほか、関係機関とのネットワークの構築や社会資源の開発など地域の連携を進めます。

また、県は、利用者支援事業を核として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センター（いわゆるネウボラ）を県内全市町村へ設置する取組を推進するとともに、子育て支援員研修によりコーディネート業務に従事する人材の養成を進めます。

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間常以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を行います。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。事業実施にあたっては、放課後児童クラブ、放課後子供教室に従事する者の確保と質の向上を図るとともに、関係部局との連携を密にするなど、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村の取組を支援します。

第2部 施策の内容

区 分	H 3 0 実績	確保計画（合計人数）				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
放課後児童支援員	1,267	1,376	1,505	1,592	1,648	1,688

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童等について、児童養護施設等において養育・保護を行います。（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴や子育て支援に関する情報提供を行います。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、養育に関する指導・助言、育児・家事援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

(7) 子供を守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化やネットワーク機関間の連携強化を図ります。

(8) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

① 幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を対象とした一時預かり（預かり保育）

② ①以外の一時預かり

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行うほか、ファミリー・サポート・センターでは専門の研修を受けた協力会員が一時的に保育等を行います。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

(12) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の

第2部 施策の内容

把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行います。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の支援を行います。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

健康面や発達面において、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助します。

(15) 多世代の交流を活かした子育て支援の強化

中高生や高齢者に対して、子育て支援ボランティアへの参加を促進するなど多世代が子育て家庭を支える取組を強化します。

○担当課 次世代・女性活躍支援課、保健・疾病対策課、幼保推進課

2-2 児童館を活用した児童の健全育成

県内唯一の大型児童館である秋田県児童会館が、乳幼児から高校生までの子どもを対象とした健全な遊びや活動の拠点、さらには居場所となるよう機能の充実を図ります。

また、地域の子育て家庭の自由な交流の場の提供や子育てサークル等の地域活動支援などにおける役割を果たすことができるよう、県内児童館の指導や連絡調整等の役割を果たします。

○担当課 次世代・女性活躍支援課

2-3 支援を要する子どもや家庭のサポート

児童虐待や配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス、以下「DV」という）の防止対策を推進するとともに、障害のある子どもや外国につながる子どもの支援、ひとり親の自立支援、子どもの貧困対策を進めるほか、子どもの権利を擁護する体制の強化を図るため、次の取組を行います。

(1) 家庭養育優先原則の徹底と子どもの権利擁護

虐待等、何らかの理由で、家庭で養育することが困難または適当でない子どもたちが、適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護され、心身の健やかな成長と発達等が保障されるよう、家庭養育優先原則の徹底に向けて、市町村相談支援体制の整備を推進するとともに、里親等への委託など家庭養護及び家庭的養護の推進を図ります。

また、子どもの権利擁護の観点から、子どもの意見を酌み取る方策についての取組を進めます。

【主な取組】

・市町村の子ども家庭支援体制の構築等

第2部 施策の内容

- ・里親等への委託の推進
- ・施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換
- ・子どもの権利擁護

○担当課 地域・家庭福祉課

(2) 児童虐待やDVの防止

子どもの健やかな育ちを阻害する児童虐待や、重大な人権侵害であるDVについて、その防止対策を地域全体で推進します。

【主な取組】

- ・関係機関の連携や研修等、児童虐待やDVの防止や早期発見、早期解決のための各種取組の実施
- ・市町村広報や街頭キャンペーンを活用した児童虐待及びDV防止の啓発

○担当課 地域・家庭福祉課

(3) ひとり親家庭の自立支援の充実

安心して子育てと仕事の両立ができるよう子育て・生活支援策の充実を図るとともに、安定的な収入を得て自立した生活ができるよう、就業支援を推進します。

【主な取組】

- ・子育て・生活支援のための相談体制の充実
- ・ひとり親家庭就業・自立支援センターによる就業支援の推進

○担当課 地域・家庭福祉課

(4) 子どもの貧困対策の推進

全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現に向け、地域や民間と協働した子どもの貧困対策の推進に取り組みます。

【主な取組】

- ・子ども食堂等の立ち上げやネットワーク化の支援
- ・貧困世帯の子どもを含む子どもたちと高齢者等との交流の場をつくるための支援

○担当課 地域・家庭福祉課

(5) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもやその家庭に向けた療育支援体制の充実を図り、適切な教育や医療費助成を行うほか、一時的な保護等の支援を行います。

【主な取組】

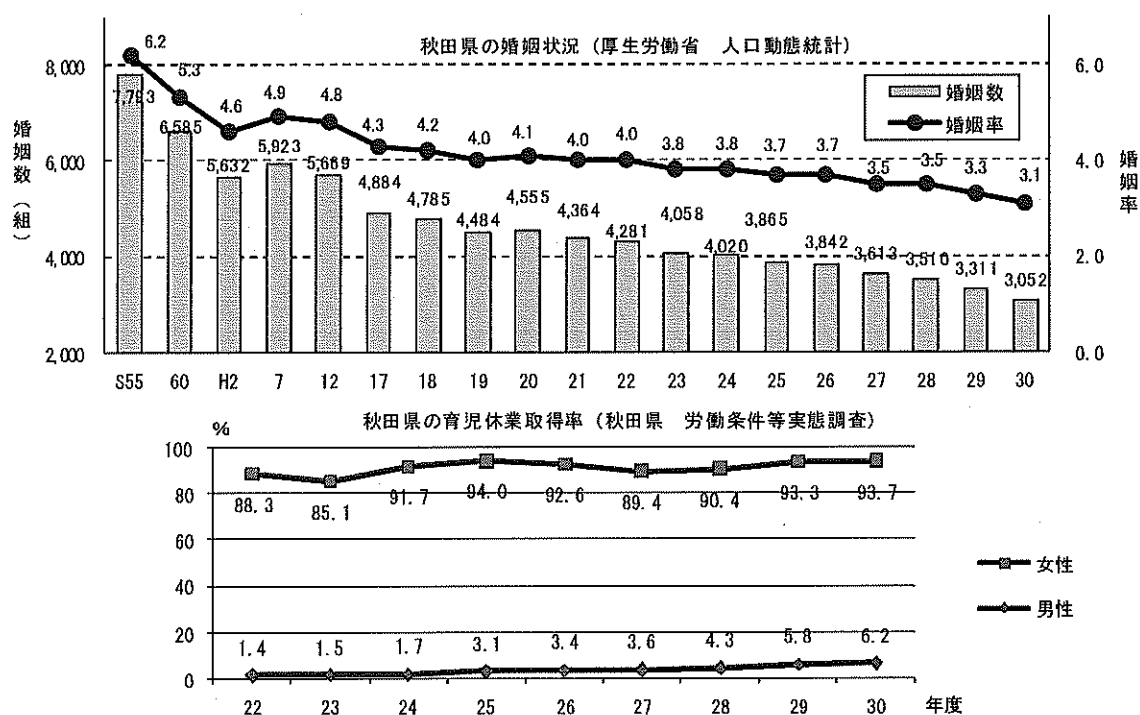
- ・障害児の地域生活を支える人材育成や療育支援体制の整備等、地域生活支援体制の強化
- ・特別支援教育に関わる教職員への実践的研修の実施
- ・医療的ケア児等が地域で必要な支援が受けられるよう、関連分野の関係者が連携を図る協議の場の設置

○担当課 障害福祉課、保健・疾病対策課、特別支援教育課

基本施策3 結婚・子育てのサポート体制の充実強化

■現状と課題

少子化が進行し続けている本県では、結婚や出産、子育てのライフプランを子どものときから学び、考える環境づくりとともに、結婚・子育て等に希望を持てる機運を醸成するほか、独身者の結婚の希望をかなえるための支援を充実させていく必要があります。また、男女がともに家庭や地域社会における責任を果たしながら働き続けることができるよう、若者の定着化や企業における子育てと仕事の両立支援の充実を図る必要があります。



■施策の方向性

社会全体で結婚や子育てを支える機運を醸成し、次代の社会を担う子どもが安心して暮らすことができるよう、結婚や子育て、子育てと仕事の両立に向けたサポート体制を充実強化します。

◆基本施策3 結婚・子育てのサポート体制の充実強化

- 施策3-1 結婚・子育てを社会全体で支える機運醸成
- 施策3-2 若者の就職への支援
- 施策3-3 出会い・結婚支援の更なる強化
- 施策3-4 子育てと仕事の両立支援の充実

第2部 施策の内容

施策3-5 ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の整備

施策3-1 結婚・子育てを社会全体で支える機運醸成

県民誰もが結婚・出産・子育てに希望をもてるように、中学生から大学生、社会人までの各年代でライフプランを学び考えられる機会を充実させるとともに、家庭や職場、地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成を図ります。

【主な取組】

- ・中学生を対象とした子育て等を学習する機会の拡大
- ・高校の授業等における副読本を活用したライフプランを学ぶ機会の提供
- ・大学生等の独身者のライフデザイン形成に向けた支援の強化
- ・地域の店舗や企業等との協働による、子育て世帯を応援する「あきた子育てふれあいカード」、新婚夫婦や婚約カップルを応援する「あきた結婚応援パスポート」の取組促進
- ・結婚や子育て等に関する様々な地域課題に対応して活動するプロジェクトチームの設置

○担当課 次世代・女性活躍支援課

施策3-2 若者の就職への支援

次の親世代となる若者の県内就職を支援するため、早い段階からの県内企業への理解促進やマッチング機会の拡大を図るとともに、女子学生のロールモデル、メンターの役割となる女性社会人との交流を促進します。また、県内就職した場合に奨学金の返還に対する助成を行います。

【主な取組】

- ・中学や高校の早い段階における県内企業の魅力に触れる機会の拡大
- ・高校生一人一人の進路希望に応じたきめ細やかな就職支援
- ・建設企業による高校生向け「建設企業出前説明会」等の開催
- ・合同就職面接会等のマッチング機会の提供と秋田県就活情報サイト等による情報発信の強化
- ・女子学生と県内企業で活躍する女性社会人との交流による女性の県内就職に向けた意識の醸成
- ・奨学金返還助成による県内就職の促進
- ・企業の経営者を対象とする職場定着支援の強化
- ・農林水産業に係る技術習得研修や就業後のフォローアップなど、新規就業者支援対策の充実・強化
- ・建設業の担い手確保育成推進員による若者と企業のマッチングの推進

○担当課 移住・定住促進課、農林政策課、雇用労働政策課、建設政策課、高校教育課

施策3-3 出会い・結婚支援の更なる強化

結婚・出産につながる独身者の出会いの機会の創出に向けて、出会い・結婚を応援する人や

第2部 施策の内容

団体のほか、市町村、民間企業等との協働により、オール秋田での取組を推進するとともに、あきた結婚支援センターを中心としたマッチング支援を強化します。

【主な取組】

- ・若年層の利用が多い媒体を活用したあきた結婚支援センター情報の発信強化
- ・出会い・交流機会の創出や企業間の交流促進に向けた支援の強化
- ・従業員の結婚を応援する企業同士による交流会や企業内における従業員の交流行事等の開催促進
- ・すこやかあきた出会い応援隊等の出会いイベントの開催促進
- ・すこやかあきた出会い応援隊等の資質向上を図る取組の強化
- ・結婚サポーターの育成と活動の促進に向けた支援の強化
- ・独身者向けのスキルアップセミナー等の開催

○担当課 次世代・女性活躍支援課

施策3-4 子育てと仕事の両立支援の充実

企業における一般事業主行動計画の策定や子育てと仕事の両立に向けた取組を推進するほか、家庭における男性の家事・育児参加を進めるため、男性の育児休業取得に向けた普及啓発や長時間労働の解消等働き方改革を促進し、男女ともに仕事と生活が調和した、生き生きとした暮らしが実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を一層推進します。

【主な取組】

- ・経済団体等との連携による企業の仕事と子育ての両立に向けた取組の促進
- ・男性の家事・育児への参画に向け、メディア等を活用した普及啓発の促進
- ・「働き方改革」を通じた就労環境の整備の促進

○担当課 次世代・女性活躍支援課、雇用労働政策課

施策3-5 ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の整備

結婚・出産・子育てや就職のライフステージの様々な場面に応じた相談体制を整備するほか、若者や子育て世代等を見守り続けていく支援を推進します。

【主な取組】

- ・あきた結婚支援センターによる結婚相談への対応
- ・子育て世代包括支援センター（ネウボラ）の設置推進と相談体制の強化（再掲）
- ・あきた就職活動支援センターにおける、就職の悩みや課題等に関するキャリアコンサルティングの実施

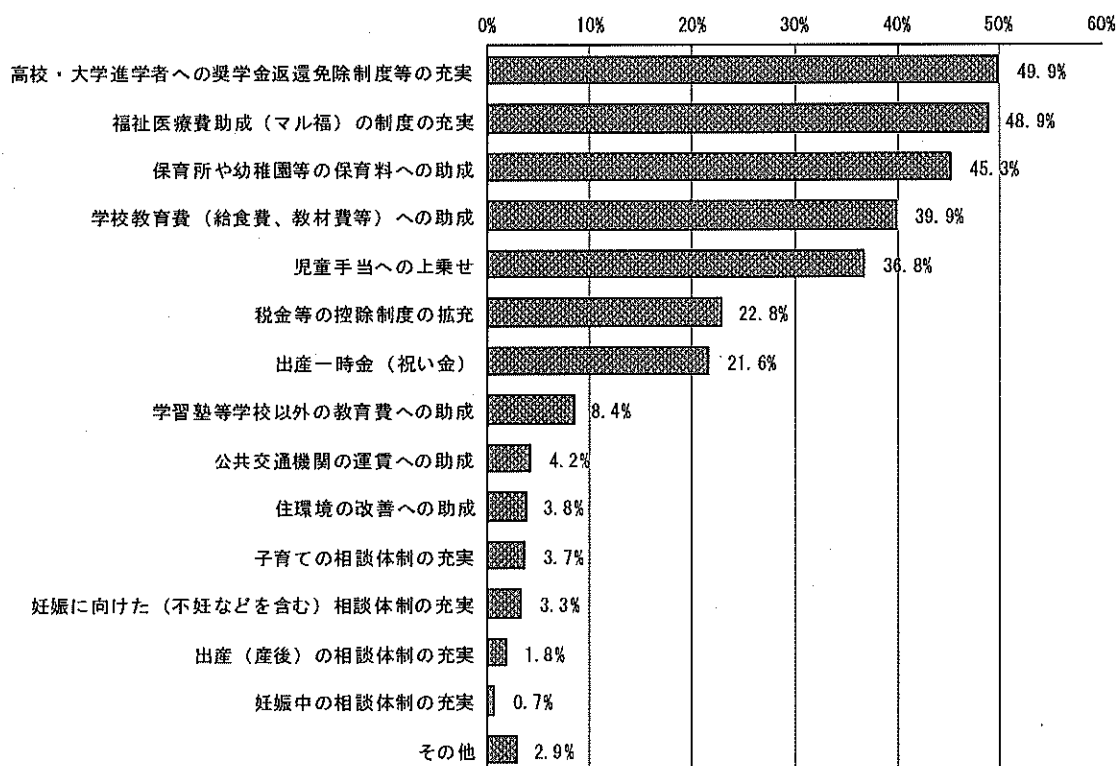
○担当課 次世代・女性活躍支援課、雇用労働政策課

基本施策4 安心して子育てできる経済的支援の充実

■現状と課題

子育て家庭は保育料や医療費、学費など子育てにかかる経済的負担が大きいことから、安心して子どもを産み育てることができるよう、その負担を軽減をする必要があります。

理想の子ども数を実現するための支援（平成30年度少子化・子育て施策等に関する調査）



■施策の方向性

保育料や医療費助成等による子育て家庭の経済的支援を継続して実施します。

◆基本施策4 安心して子育てできる経済的支援の充実

施策4-1 幼児教育・保育に要する経費や医療費の負担軽減

施策4-2 安心して進学できる環境づくり

施策4-3 ゆとりある住宅確保等への支援

第2部 施策の内容

施策4-1 幼児教育・保育に要する経費や医療費の負担軽減

未就学児に対する保育料等の助成や中学生までの児童に対する医療費の助成を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

- ・未就学児に対する保育料や副食費の助成
- ・中学生までの児童に対する医療費の助成
- ・児童手当による経済的支援

○担当課 次世代・女性活躍支援課、地域・家庭福祉課、国保・医療指導室

施策4-2 安心して進学できる環境づくり

子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して進学できる環境をつくるため、高校生や大学進学者等への奨学金の貸与や子ども3人以上の多子世帯向けに奨学金を貸与するほか、高校等の授業料負担の軽減を図るため保護者の収入に応じて就学支援金を支給するとともに、高校生等のいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するための奨学給付金の支給を行います。

【主な取組】

- ・高校生や大学進学者等に対する奨学金の貸与
- ・多子世帯向け奨学金の貸与
- ・高校生への就学支援

○担当課 高等教育支援室、移住・定住促進課、教育庁総務課、高校教育課

施策4-3 ゆとりある住宅確保等への支援

経済的基盤の弱い若い世代が、安心して家庭を持ち、子育てができるよう、住宅の取得や住環境の整備等を支援します。また、公営住宅等への子育て世帯等の入居を支援します。

【主な取組】

- ・子育て世帯等が入居しやすい公営住宅優遇入居制度の継続
- ・住宅リフォーム推進事業による子育て世帯の住環境整備を支援
- ・県分譲住宅地の減額譲渡による土地取得への支援

○担当課 建築住宅課

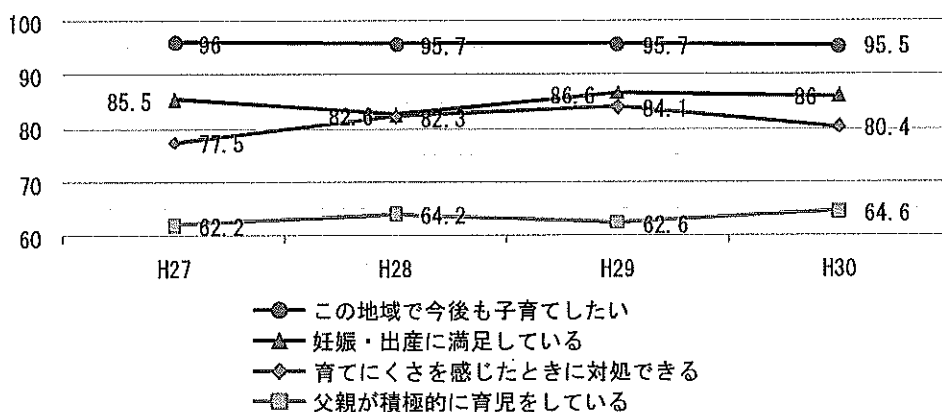
基本施策5 母子保健対策の充実

■現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など母子保健を取り巻く環境が大きく変化する中、周囲に相談相手がいない、必要な情報が得にくいなど妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊産婦やその家族が増えており、親が育てにくさを感じる原因となる場合もあります。

このため、母親に限らず、父親を含め身近な養育者が安心して生活できるよう、必要なサービスや情報提供を充実するとともに、ワンストップで支援につなげる子育て世代包括支援センター体制整備など、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援の仕組みを整備する必要があります。

(%) 乳幼児健康診査アンケート結果（県母子保健に関する実施状況等調査）



■施策の方向性

市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備できるよう支援するほか、母子保健の中心的役割を果たす人材の育成や、地域・学校・医療機関等ネットワークを構築して地域全体で妊産婦やその家族を見守り、孤立させない取組を推進します。

◆基本施策5 母子保健対策の充実

- 施策5-1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策と不妊への支援
- 施策5-2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- 施策5-3 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- 施策5-4 育児に困難を抱える親への支援

第2部 施策の内容

施策5-5 妊娠期からの児童虐待防止対策

施策5-1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策と不妊への支援

すべての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、妊娠期から子育て期にわたるきめ細やかな支援体制の構築を進める市町村を支援するとともに、それを支える人材育成を図ります。また、妊娠・出産についての希望がかなえられるよう、特定不妊治療を受けた夫婦に対する経済的支援や精神的な負担を軽減するための専門的な相談支援を実施します。

【主な取組】

- ・市町村における妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート、産後ケア、産婦健康診査等）実施に向けた支援
- ・切れ目ない母子保健事業を実施するため、中心的な役割を果たす母子保健コーディネーターの育成
- ・健やかな妊娠・出産のため、早期の医療機関受診及び妊娠届け出についての啓発
- ・母子保健の専門的かつ技術的拠点としての県保健所による市町村への助言・支援
- ・妊娠や出産などについて気軽に相談できる女性健康支援センターの周知
- ・特定不妊治療費の助成、不妊専門相談センターにおける相談機能の充実及び仕事と不妊治療の両立に向けた支援
- ・子どもの健康や救急に関する相談に対応する「秋田県こども救急電話相談室（#8000）」の周知啓発
- ・乳児家庭全戸訪問事業における乳幼児歯みがきハンドブックの活用促進
- ・24時間受入可能な周産期医療体制の構築支援

○担当課 健康づくり推進課、保健・疾病対策課、医務薬事課

施策5-2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

子どもたちが学童期・思春期における心身の健康の大切さを理解し、必要な知識を身に付け、主体的に健康管理を行うとともに、自らの人生や家族の大切さについて考え、行動することができるよう、家庭・学校・地域等が連携した健康教育を推進します。

【主な取組】

- ・社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育（児童生徒のSOSの出し方に関する教育）の推進
- ・こころの悩みやひきこもり等に関する相談対応（施策7-5関連）
- ・思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる女性健康支援センターの周知
- ・県・産婦人科医会等が連携して健康教育や性教育に関する指導を行う体制の充実
- ・食を通じた健康づくりの推進（施策7-4関連）

○担当課 健康づくり推進課、保健・疾病対策課

第2部 施策の内容

施策5-3 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、妊産婦やその家族を孤立させないように支えていく地域づくりを目指します。

【主な取組】

- ・市町村母子保健関係機関連絡調整会議の開催や産後メンタルヘルスなど専門職のスキルアップ研修
- ・医療機関、企業、自治会、NPO法人、ボランティア等とネットワークを構築し、よりきめ細かい支援体制を整備するための母子保健コーディネーターの育成
- ・市町村における妊娠・出産包括支援事業（産前・産後サポート、産後ケア、産婦健診等）実施に向けた支援（施策5-1関連）
- ・乳幼児の父親やプレパパを対象とした子育て等を学ぶ講座の開催
- ・男性の家事・育児への参画に向け、メディア等を活用した普及啓発の促進（施策3-4関連）
- ・母子保健の専門的かつ技術的拠点としての県保健所による市町村への助言・支援（施策5-1関連）

○担当課 次世代・女性活躍支援課、保健・疾病対策課

施策5-4 育児に困難を抱える親への支援

親が育児不安等を感じる要因は、子どもの心身状態や発達・発育の偏り、親の心身状態の不調、親子を取り巻く家庭環境など様々であることから、それぞれの支援機関が問題点を的確に把握し、必要な支援につなげることが求められています。

妊産婦やその家族が、地域社会の中で育まれ必要な支援を受けられるよう、早期の段階から必要な支援が届く体制を整備します。

【主な取組】

- ・乳幼児健康診査等における発達障害の早期発見・早期支援強化のための、保健師等専門職の資質の向上
- ・早期に要支援児・要支援家庭を発見し必要な支援につなげるための、市町村における母子保健コーディネーターの配置を支援
- ・障害児の地域生活を支える人材育成や療育支援体制の整備等地域生活支援体制の強化（施策2-3関連）

○担当課 障害福祉課、保健・疾病対策課

施策5-5 妊娠期からの児童虐待防止対策

妊娠期や出産早期からの母子保健の取組は児童虐待の予防と密接に関係しており、妊産婦、乳児及び幼児の身体的・精神的・社会的状況を早期に把握することにより、児童虐待の

第2部 施策の内容

未然防止につながることが期待されています。

このため、子育て世代包括支援センターにおいては、リスクの有無にかかわらず全ての妊産婦・乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチを基本とする、虐待リスクの早期発見及び要保護児童対策地域協議会等他機関との連携強化を図ります。

【主な取組】

- ・すべての市町村で乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業を実施するための支援
- ・乳幼児健康診査未受診児及び予防接種未接種児の把握及びフォロー体制の構築
- ・子育て世代包括支援センターと妊産婦の対応が可能な精神科医療機関の連携
- ・リスクアセスメントを的確に行うための、市町村における母子保健コーディネーター配置を支援
- ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との連携強化の推進

○担当課 地域・家庭福祉課、保健・疾病対策課

政策2 安心して子育てできる環境の整備

政策2における施策展開

子どもの自立と健やかな成長を可能とするため、子育てや子どもの成長に必要な環境を整備します。

基本施策6 安全・安心に子どもを育む環境づくりでは、子育て家庭が安心して生活できるよう生活環境の整備や交通安全対策、犯罪等の被害から守るための対策を家庭や学校、地域、関係機関の連携により取り組んでいきます。

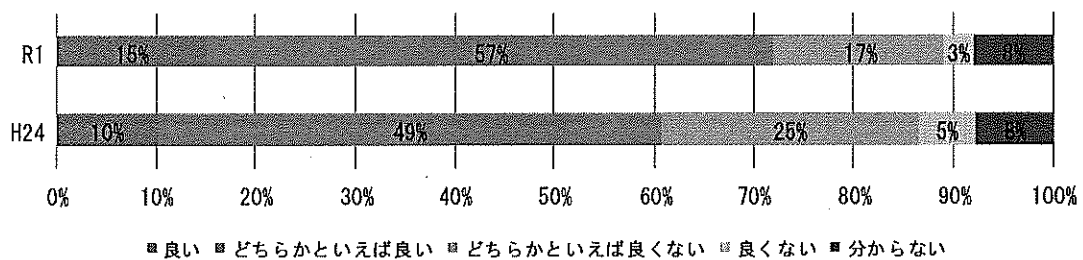
基本施策7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実では、学校・家庭・地域等が連携・協働しながら、小・中・高の教育活動を通じて、確かな学力、豊かな心、たくましく健やかな体を育成し、児童生徒一人ひとりの「未来を切り拓き生きる力」を育みます。

基本施策6 安全・安心に子どもを育む環境づくり

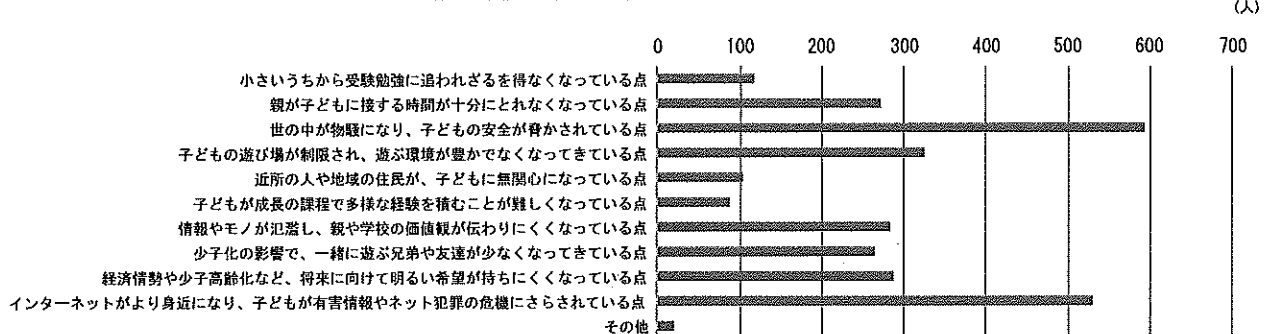
■現状と課題

安心して子育てを行うためには、子どもの安全に配慮した道路や公園、公共施設等の整備、子育て世帯に優しい生活環境作りを進める必要があります。また、家庭や学校、地域、関係機関等が連携し、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないようにする取組の推進が必要です。

あなたは現在の子どもを取り巻く環境について、総合的に見てどのように感じますか？
(秋田県教育委員会 家庭教育に関する調査)



子どもを取り巻く環境が「良くない」と感じる点
(秋田県教育委員会 令和元年度家庭教育に関する調査)



■施策の方向性

子育て家庭が安心して生活できるよう生活環境の整備や交通安全対策、犯罪等の被害から守るための対策を家庭や学校、地域、関係機関の連携により取り組んでいきます。

◆基本施策6 安全・安心に子どもを育む環境づくり

施策6-1 子育てを支援する生活環境の整備

施策6-2 子どもの安全を確保するための取組の推進

施策6-3 犯罪被害防止対策や被害者への支援

第2部 施策の内容

施策6-1 子育てを支援する生活環境の整備

都市公園の整備、バリアフリーやこどものえきの普及、あきた子育てふれあいカードの取組などを推進するとともに、子育て情報を発信し、子育て家庭が生活しやすい環境の整備を進めます。

【主な取組】

- ・散策やレクリエーション活動など、多くの県民が利用する都市公園の整備
- ・子育て家庭と協賛店のふれあいを通じて、地域全体で子育て家庭を応援するあきた子育てふれあいカードの取組推進
- ・安全で快適なバリアフリー社会の実現

○担当課：次世代・女性活躍支援課、地域・家庭福祉課、都市計画課

施策6-2 子どもの安全を確保するための取組の推進

子どもを事故や災害から守るため、交通安全教育や交通安全運動、防災訓練等様々な啓発活動に取り組むとともに、安全な道路交通環境の整備や地域全体で学校安全に取り組む体制の整備を進めます。

【主な取組】

- ・家庭、地域、学校等における交通安全教育の推進
- ・通学路を中心とした歩道の整備促進
- ・地域全体で学校安全に取り組む体制の整備

○担当課：県民生活課、都市計画課、道路課、保健体育課、県警交通企画課、
県警交通規制課、県警警備第二課

施策6-3 犯罪被害防止対策や被害者への支援

子どもを犯罪等の被害から守るため、「登下校防犯プラン」を踏まえ、自主防犯活動団体等の支援、関係機関との連携強化、相談体制の整備や充実を図るとともに、被害に遭った子どもの保護や立ち直りを支援するための連携体制を構築します。

【主な取組】

- ・地域と連携した防犯体制の整備・充実
- ・犯罪被害者等の支援

○担当課：次世代・女性活躍支援課、県民生活課、保健体育課、県警警務課、
県警生活安全企画課、県警少年女性安全課

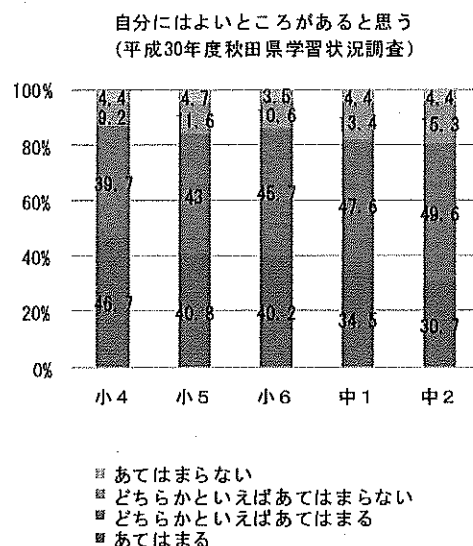
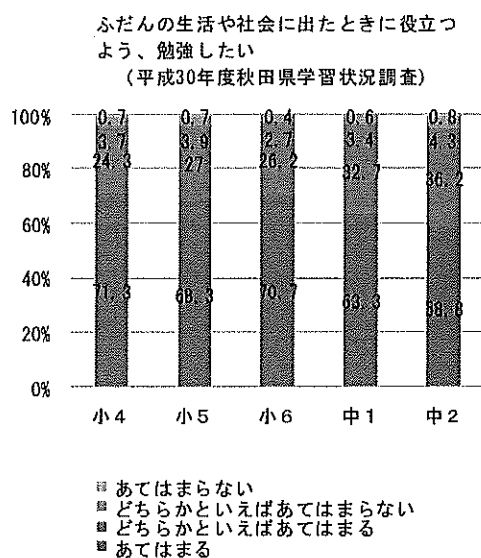
基本施策7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実

■現状と課題

急速に変化する社会の中で、子どもたちが志や目標を実現し、たくましく生きていくことができるように、自ら課題意識をもって考え、主体的に判断し行動する子どもの育成に取り組んでいます。

そのためには、子ども一人一人に応じた教育の充実、規範意識や他人への思いやりなどの豊かな心の育成、望ましい生活習慣の形成と健やかな体の育成に努める必要があります。

また、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもを育む体制を整える必要があります。



■施策の方向性

学校・家庭・地域等が連携・協働しながら、小・中・高の教育活動を通じて、確かな学力、豊かな心、たくましく健やかな体を育成し、児童生徒一人ひとりの「未来を切り拓き生きる力」を育みます。

◆基本施策7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実

- 施策7-1 人権を尊重する教育と自尊感情、自己有用感の醸成
- 施策7-2 きめ細かな教育の推進
- 施策7-3 豊かな心と健やかな体の育成
- 施策7-4 子どもの食育の推進
- 施策7-5 子どもの心の育ちと青少年の健全育成
- 施策7-6 地域学校協働活動の充実

第2部 施策の内容

施策7-1 人権を尊重する教育と自尊感情、自己有用感の醸成

学校教育を通じて、子どもが自他の大切さを認め、人権を守ろうとする教育を推進するとともに、居場所づくりや絆づくりの取組を通して、集団の中で自尊感情や自己有用感を育むことができるように努めます。

○担当課 幼保推進課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

施策7-2 きめ細かな教育の推進

秋田の将来を支える児童生徒の確かな学力を育成するため、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。

【主な取組】

- ・検証改善委員会による全国学力・学習状況調査の結果分析と県独自の学習状況調査の実施と活用
- ・小・中連携による校種間の円滑な接続
- ・組織的な授業改善による生徒の学力向上を図る取組の推進

○担当課 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

施策7-3 豊かな心と健やかな体の育成

規範意識や自他を尊重する心や公共の精神を身につけさせるため、ルールを守り、思いやりの心をもって行動できる豊かな人間性を育むほか、いじめを見逃さない環境を作ります。

また、生涯にわたり健康的な生活が実現されるよう、基礎となる体力の向上や子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立を図ります。

【主な取組】

- ・道徳の時間を要とした教育活動全体における道徳教育の推進体制の確立への支援
- ・生徒指導における小・中・高連携による校種間の円滑な接続
- ・地域と連携した教育活動の実施
- ・少年自然の家による問題解決型プログラム等を導入した宿泊体験活動の実施
- ・学校体育の充実に向けた取組の強化

○担当課 義務教育課、高校教育課、保健体育課、生涯学習課

施策7-4 子どもの食育の推進

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであることから、体験を通じた食育の普及啓発活動や指導を行うとともに、教育や保育の現場における給食をはじめとした、子どもの発達の段階に応じた食育の推進に取り組みます。

【主な取組】

- ・学校・家庭・地域が連携した食育の推進
- ・食育に関する実践的研修の実施
- ・食を通じた健康づくりの推進

○担当課 健康づくり推進課、農業経済課、保健体育課

第2部 施策の内容

施策7-5 子どもの心の育ちと青少年の健全育成

思春期の心の育ちのサポートとともに、不登校やいじめ問題、ひきこもりへの対応、非行防止の取組等を通じて、青少年の健全な育成を図るほか、若者の自立や主体的な活動を促進します。

【主な取組】

- ・ 青少年健全育成に係る啓発
- ・ こころの悩み等に関する相談対応
- ・ 若年無業者などの社会的自立に困難を有する若者の自立や就労等への支援の充実
- ・ 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

○担当課 総合政策課、次世代・女性活躍支援課、地域・家庭福祉課、障害福祉課、義務教育課、高校教育課、生涯学習課、保健体育課、県警少年女性安全課

施策7-6 地域学校協働活動の充実

学校や家庭を取り巻く教育環境を整え、児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に繋げるため、学校・家庭・地域が連携協働し、地域ぐるみで子どもを育む体制を整備します。

【主な取組】

- ・ 地域学校協働本部、放課後子供教室等の設置促進や運営支援
- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の支援
- ・ 家庭教育に関する啓発活動の充実や保護者向け教育啓発メールの配信
- ・ スマートフォン等の安全・安心なインターネット利用環境づくりを推進する地域サポーターの養成及び活用

○担当課 生涯学習課

第2部 施策の内容

◆計画の目標指標

基本施策	目標指標	単位	現状 (H30)	目標 (R6)	進捗担当課
1 就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供	1 保育所等の待機児童数（翌年度4月1日現在）	人	65	0	幼保推進課
	2 就学前施設における小学校への育ちと学びの連続性を意識した指導計画の作成率	%	75.0	95.0	幼保推進課
2 地域における子ども・子育て支援の充実	3 地域子育て支援拠点年間利用組数	組	169,327	173,500	次世代・女性活躍支援課
	4 子育て世代包括支援センター設置市町村数	—	8	25	次世代・女性活躍支援課
	5 病児保育事業実施市町村数	—	13	19	幼保推進課
	6 放課後児童クラブ待機児童数（翌年度5月1日現在）	人	79	0	次世代・女性活躍支援課
	7 児童虐待により死亡または重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	1	0	地域・家庭福祉課
	8 里親等委託率	%	12.2	26.0	地域・家庭福祉課
	9 母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	16.2	20.0	地域・家庭福祉課
	10 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	32	90	障害福祉課
	11 ライフプランを意識することの必要性を理解した高校生等の割合	%	—	90	次世代・女性活躍支援課
	12 あきた結婚支援センターへの成婚報告者数	人	159	245	次世代・女性活躍支援課
3 結婚・子育てのサポート体制の充実強化	13 高校生の県内就職率	%	65.0	74.0	高校教育課
	14 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（従業員数100人以下の企業）	社	361	600	次世代・女性活躍支援課
4 安心して子育てできる経済的支援の充実	15 アンケート調査「子育て家庭への経済的支援」での「十分である、概ね十分である、ふつう」を合算した割合	%	—	65.0	次世代・女性活躍支援課
5 母子保健対策の充実	16 妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	94.85	100	保健・疾病対策課
	乳幼児健康診査未受診率（3～5か月児） 乳幼児健康診査未受診率（1歳6か月児） 乳幼児健康診査未受診率（3歳児）	%	1.23	0	保健・疾病対策課
			1.29	0	
			1.65	0	
	SOSの出し方に関する教育の実施校の割合（高等学校）※特別支援学校を含む SOSの出し方に関する教育の実施校の割合（小・中学校）※特別支援学校を含む	%	5.77	50.0	保健・疾病対策課
			2.56	40.0	
	母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる市町村の割合 母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる県保健所の割合	%	68.0	100	保健・疾病対策課
			0	100	
	20 妊娠・出産包括支援事業実施市町村数	—	2	13	保健・疾病対策課
	21 積極的に育児をしている父親の割合	%	64.6	80.0	保健・疾病対策課
	22 むし歯のない3歳児の割合	%	81.3	90.0	健康づくり推進課
6 安全・安	23 歩道整備率（通学路指定分）	%	67.0	68.2	道路課

第2部 施策の内容

心に子どもを育む環境づくり	24	地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合（公立幼・小・中・高・特別支援）	%	46.7	60.0	保健体育課
	25	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（小6）	%	91.1	90.0	義務教育課
7 子どもの自立と健やかな成長を促す教育環境の充実		自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（中3）		87.0	85.0	
	26	地域と連携した教育活動を実施している高校数	校	28	34	高校教育課
	27	地場産農産物の学校給食利用率	%	29.0	35.0	保健体育課
	28	国公立小・中学校不登校児童生徒の出現率（100人あたり）	—	1.41	1.30	義務教育課
	29	新体力テストにおける小中高の偏差値の平均	—	51.0	52.7	保健体育課
	30	インターネットの健全利用に関する啓発講座等を実施した中学校区の割合	%	95.7	100	生涯学習課

22 現状値はH29年度、目標値はR4年度目標値

30 目標値はR3年度までの目標値

第3部

計画の推進体制と 点検・評価

計画の推進体制と点検・評価

◆ 1 推進体制

本プランを具体的に推進していくため、県の各部局や各機関が一体となって取組を進めるとともに、国、市町村、経済団体、企業、NPO等の各種団体、県民等との密接な連携を図り、関係施策を総合的に推進します。

なお、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施策の推進にあたっては、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体である市町村を国と重層的に支援し、関係者と連携を図りながら地域の実情に応じた取組を進めます。

◆ 2 点検・評価

本プランの実施状況の点検・評価にあたっては、PDCAサイクルを導入し、基本指標と基本施策ごとの目標指標の達成状況や秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会の意見等を踏まえ、施策の効果等を点検・評価するとともに、課題を整理し、次年度の施策・事業への反映に努めるほか、必要に応じて本プランを変更するなど、必要な措置を講じます。

また、その結果については、県の公式ウェブサイト等において定期的に公表します。

※秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会

子ども・子育て支援法第77条第4項に基づき設置しており、秋田県版子ども・子育て会議とも呼んでいます。